

うきは市告示第46号

平成27年第3回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成27年8月26日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成27年9月3日（木）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君	鑑水 英一君
熊懷 和明君	中野 義信君
佐藤 湛陽君	上野 恭子君
江藤 芳光君	藤田 光彦君
伊藤 善康君	諫山 茂樹君
櫛川 正男君	大越 秀男君
三園三次郎君	高山 敏枝君
岩佐 達郎君	

---

○9月7日に応招した議員

---

○9月8日に応招した議員

---

○9月9日に応招した議員

---

○9月14日に応招した議員

---

○9月25日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成27年9月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第4号から報告第5号まで2件、議案第51号から議案第75号まで25件、請願第1号1件、陳情第1号1件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会・議会運営委員会)
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第4号 平成26年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第5号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 議案第52号 平成27年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第53号 平成27年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第54号 平成27年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第55号 平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第56号 平成27年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第57号 平成27年度うきは市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第58号 平成27年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第59号 平成27年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第60号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 議案第64号 うきは市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第65号 うきは市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第66号 うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 請願・陳情の委員会付託(請願・陳情文書表)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（報告第4号から報告第5号まで2件、議案第51号から議案第75号まで25件、請願第1号1件、陳情第1号1件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会・議会運営委員会）
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第4号 平成26年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第5号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 議案第52号 平成27年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第53号 平成27年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第54号 平成27年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第55号 平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第56号 平成27年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第57号 平成27年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第58号 平成27年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第59号 平成27年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第60号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第20 議案第64号 うきは市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第65号 うきは市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第66号 うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 請願・陳情の委員会付託（請願・陳情文書表）

---

出席議員（15名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 岩淵 和明君 | 2番 鐘水 英一君 |
| 3番 熊懐 和明君 | 4番 中野 義信君 |

5番	佐藤 湛陽君	6番	上野 恭子君
7番	江藤 芳光君	8番	藤田 光彦君
9番	伊藤 善康君	10番	諫山 茂樹君
11番	櫛川 正男君	12番	大越 秀男君
13番	三園三次郎君	14番	高山 敏枝君
15番	岩佐 達郎君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局 長	熊懷 洋一君	記録係長	浦 聖子君
記録係	伊藤 諒平君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	田辺 敏文君
市民協働推進課長	楠原 康成君	企画財政課長	金子 好治君
税務課長	宇野 弘君	徴収対策室長	段野 弘美君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
保健課長	増岡 寿君	福祉事務所長	秦 克之君
住環境建設課長	高瀬 智君	農林振興課長	熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長			野鶴 修君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	内藤 一成君
浮羽市民課長	清原 隆之君	自動車学校長	今村 一朗君
総務法制係長	大石 恵二君	財政係長	高瀬 将嗣君

---

午前9時00分開会

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） これから平成27年第3回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に13番、三園三次郎議員、14番、高山敏枝議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日9月3日から9月25日までの23日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日9月3日から9月25日までの23日間と決定しました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付しています、諸般の報告文書をごらんください。

6月19日、うきは久留米環境施設組合議会が開催されました。

以下、各総会等が開催されましたので、報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。平成27年第3回うきは市議会定例会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

本9月定例会は、条例の改正や補正予算、平成26年度決算の認定などに関して御審議をお願いするわけではありますが、第2回定例会以降、本日までの主だった事業等について御報告をさせていただきます。

まず、8月25日に福岡県を縦断した台風15号について御報告をさせていただきます。沖縄県石垣島での観測史上最高となる最大瞬間風速71メートルを記録した非常に強い台風15号は、

25日午前、熊本県荒尾市付近に上陸した後、九州北部を縦断し、各地に大きな被害をもたらしました。被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

うきは市におきましては、大きな人的被害はありませんでしたが、倒木等による道路の通行どめ、停電などにより、市民生活への影響があったほか、農作物の被害が特に大きなものとなりました。農作物の被害については、強風により、収穫を迎えた梨やブドウ等の被害を受けたことから、道の駅うきはや、にじの耳納の里では、被災農家の支援のため、店内に被害を受けた梨などの即売コーナーを設置したところであります。大半のフルーツについては台風の被害を免れており、風評被害が生じることを大変危惧しているものであります。これまでどおり味覚の秋にうきはのフルーツを消費者、観光客の皆さんに十分楽しんでいただけるよう、積極的な情報発信に努めてまいります。

また、8月28日に発生しましたうきは市屠畜場の火災について御報告をいたします。負傷者が出なかったことは不幸中の幸いでありましたが、火災原因については不明との報告があったところであります。今後このようなことがないように、施設の管理に対し、万全の注意を払ってまいりたいと考えております。

6月15日、市内郵便局と災害時総合応援協定を締結いたしました。災害時における道路の冠水や倒木、落石などの情報提供のほか、緊急車両として一部車両の提供についての協定を締結しました。郵便局の持つネットワークの強みを生かした情報収集などで円滑な対応を図りたいと思っております。

7月3日から6日にかけて、友好都市であります枝幸町との交流事業として、枝幸町を訪問し、まちづくりの視察を行うとともに、枝幸町の皆さんと交流を深めてきました。また「枝幸かにまつり」において、うきは市の特産品コーナーを設け、大いに市の特産物のPRを行いました。民話猿カニ合戦にちなんで始まる交流も、平成21年の友好都市締結から6年、旧浮羽町からの交流では20年目を迎え、人的交流や物的交流が深まっております。

7月4日、藤波ダム公園及び国道210号フルーツロードのボランティア草刈りを実施しました。議員の皆様、そして、妹川地区自治協議会の皆様を初め、約130名の方に参加をいただき、無事作業を終了することができました。本当にありがとうございました。

7月14日、九州北部豪雨災害から3年が経過し、災害の教訓を風化させず、今後の災害に備えるため、田箆の注連原集落で防災訓練が実施されました。注連原区と中村区の住民約20人、市職員や、うきは警察署、浮羽消防署、消防団など約20人が参加し、避難訓練、消火訓練、放水訓練を行ったところであります。今後も災害における地域防災力の向上と、さらなる連携強化に向けた取り組みを行ってまいります。

7月27日、かわせみホールにおいて、全国を回り独自の視点で農村社会の研究を続け、道の

駅の命名者としても知られる徳野貞雄熊本大学文学名誉教授を講師に招き、地方創生特別講演会を開催いたしました。平成27年度は地方創生元年と位置づけられ、地方の総合戦略、そして、その実行能力が試されるスタートの年であります。本定例会におきましても、うきは市ルネッサンス戦略の策定について御審議をいただくこととなりますが、これからも引き続き魅力あふれる農山村を目指し、取り組みを続けてまいりたいと考えております。今後とも御支援のほど、よろしくお願いをいたします。

8月11日、市役所におきまして、地域経済分析システム——RESASを活用した施策立案ワークショップが開催されました。このワークショップは、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局により開催されたもので、本年度は全国6カ所の開催が予定されており、うきは市が全国で第1回目の開催であるとともに、九州では唯一の開催市となっております。RESASは、地方版総合戦略の立案を情報面から支援するため、産業構造や人口動態、人の流れに関するビッグデータを集約し可視化するシステムであり、総合戦略の企画立案や施策立案にとってRESASの活用は非常に有効な手段であると考えております。

8月12日、博多阪急におきましてトップセールスを実施いたしました。フルーツのブランド化に向けて模索してきましたが、このたび博多阪急と新しい手土産「うきはあまおう苺のマドレーヌ」を共同開発し、販売を行いました。また同時に「うきはフェア」と銘打って、市内の10店舗の皆さんが出展したところであります。今後も自慢のフルーツと自然いっぱいのうきは市の魅力を、福岡都市圏を初め、多くの方々にアピールできるよう取り組んでまいります。

8月21日、2015UCIジュニアトラック世界選手権において、祐誠高校3年生で吉井町東橋田の今村俊介さんが、ポイントレースで金メダルを獲得しました。また、今村さんは、さきに行われました全国高校総体でも4キロ速度競争で優勝し、祐誠高校を主力メンバーとして総合優勝に導きました。うきはの名を全国に広め、大活躍を見せた今村俊介さんのこれからの活躍を大変楽しみにしているところであります。

8月23日、日本テレビ系で放送された24時間テレビ「愛は地球を救う」において、吉井小学校6年2組の児童の皆さんが8の字跳びギネス世界記録の217回に挑戦し、184回という好記録を達成し、全国から選ばれ参加した6校中3位となりました。8月31日には結果報告に来庁し、市役所ロビーにおいて、見事な8の字跳びを披露してくれました。夏休み中ほぼ毎日猛特訓を続けた子供たちにとって、今回のギネス挑戦は貴重な経験となったと思います。

8月28日、エフコープ生活協同組合との包括連携協定を締結し、調印式を行いました。市とエフコープがそれぞれの持つ人材、知識、サービス等の資源を活用して協力することにより、地域社会の発展に寄与することを目的とするものであります。なお、エフコープにおきましては、自治体と包括的な協定を締結するのは初めてとなります。皆様の御理解と御協力をよろしくお願い

いしたいと思っております。

8月29日、これからの市の将来を担う小学校の児童に、うきは市のまちづくりについて関心を持たせるとともに、小学生の目を見た意見や提言などを聴取し、今後の市政運営やまちづくり施策の参考とするため、うきは市民大学の子ども未来学部体験学習の集大成の場として、子ども議会を開催いたしました。今回は、国を挙げて推進されている地方創生にちなみ、魅力あふれるうきは市に、私たちが考える地方創生というテーマで開催し、子供ならではの新しいアイデアが次々と提案され、今後のうきは市を担う子供たちの頼もしい姿を見ることができました。また、議員の皆様にも多数の御参加をいただき、ありがとうございました。

9月1日、白壁の町並みで全国でも珍しい官民学連携によるビーコン観光情報発信をスタートいたしました。福岡市のICT企業、株式会社リサーチアンドソリューションとの共同で、観光情報配信アプリケーションサービス「おさんぽうきは」の実証実験を3カ月間実施するものであります。従来のボランティアによる観光ガイドに加え、ICTシステム活用による観光情報網の整備が観光振興につながることを期待しているところであります。

結びになりましたが、市では、地域資源を生かした、うきはブランドの推進を行うため、都市地域の意欲あふれる人材を積極的に受け入れることにより、地域の元気を創造する施策を推進するとともに、うきは市への定住、定着を促進するため、地域おこし協力隊隊員の募集を行ってきたところであります。平成26年度から、うきはブランド推進隊として6名の隊員が着任し業務に取り組んできたところでありますが、このたび8月1日には、商工業新興プランナーとして1名が、9月1日にはJRうきは駅活用プランナーとして1名、食資源活用プランナーとして1名が着任し、計9名の体制となりました。これからも地域を変えていく新しい力としての活動に大変期待をしているところであります。今後とも御支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、御報告をさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 議案上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第4号から報告第5号までの2件、議案第51号から議案第75号までの25件、請願第1号1件、陳情第1号1件、以上を上程します。

---

#### 日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（岩佐 達郎君） 日程第5、市長の提案理由説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、平成27年第3回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年の梅雨明けは7月29日と、平年より10日、昨年に比べ9日遅い状況であり、梅雨明け後しばらくは猛暑日が続くなど、暑い真夏の日々となりました。しかし、8月中旬以降は雨が多い不安定な天候となり、その分、暑さも若干和らぐ形となりました。このような中、先ほどの諸般の報告でも申し上げましたように、8月25日には、台風15号により、うきは市は大きな被害を受けました。今後は被害を受けられた方々が1日も早く復旧できるよう、行政としてもできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。ことしの台風の特徴として、発生数が多いこと、複数の台風が同時に発生するケースが見られること、既に3つの台風が本土に上陸していることなどが上げられております。例年、台風の上陸は9月以降が多くなり、昨年、一昨年とも9月から10月の間に2つの台風が上陸しております。したがって、台風につきましては、引き続き警戒を怠ることなく対応を図っていくことが必要とされます。

また、秋雨前線等による豪雨につきましても、土砂災害や浸水災害を発生させる危険性が高くなりますので、台風とあわせて警戒していく必要があります。3年前の九州北部豪雨により、大きな災害を経験したうきは市では、防災、減災の取り組みを強化することは非常に重要なことでもあります。引き続き、議会や市民の皆様との連携を図りながら、より一層、安全・安心なまちづくり、災害からの復興を通じた活力のあるまちづくりに向け、対応していきたいと考えております。

活力あるうきは市を築くためには、うきは市の課題であります産業の振興、雇用の創出や少子高齢化に対応していくことが必要とされます。このような課題に対応するために、うきは市としては、うきは市ルネッサンス戦略の策定を進めてまいりました。うきは市ルネッサンス戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、市町村において策定することが求められている地方人口ビジョンと、地方版総合戦略として位置づけられているものとなります。戦略の策定に当たっては、議員の皆さんにも積極的に御参加をいただき、御意見を賜ることができた点、厚くお礼を申し上げます。うきは市ルネッサンス戦略につきましては、本議会に上程させていただきましたが、よろしく御審議をいただくとともに、戦略に盛り込まれた施策、事業の実現に向け、引き続き議員の皆様のお協力をいただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

今月から10月、11月にかけては、市内各地で多くの行事が行われる予定となっております。議員の皆様におかれましては、公私とも御多忙な時期となりますが、活力と魅力あるうきは市の形成に向け、引き続き御協力を賜りますよう、重ねてよろしくお祈りを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は条例案件5件、予算案件9件、決算案件9件、人事案件1件、報告2件、その他の案件1件となっております。

まず、報告第4号は、平成26年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について報告をするものでございます。

報告第5号は、うきはの里株式会社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成26年度分の経営状況について報告をするものでございます。

議案第51号から議案第59号までは、平成27年度補正予算についてであります。

なお、国民健康保険事業及び下水道事業以外の特別会計につきましては、前年度からの繰越金の補正に伴うものが主な内容となっております。

議案第51号は、平成27年度うきは市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,210万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億4,192万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税3億5,386万5,000円、国庫補助金8,356万3,000円、県補助金1,255万5,000円、寄附金1億円、繰越金4億4,666万8,000円の増額補正と、基金繰入金3億8,000万円、市債1,200万1,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費4億1,848万円、農林水産業費では農業費3,757万8,000円、商工費では商工費8,189万2,000円、教育費では小学校費1,216万1,000円、諸支出金では特別会計繰出金3,258万8,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第52号は、平成27年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,290万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,110万6,000円とするものでございます。

歳入は、他会計繰入金3,258万8,000円、繰越金1,031万3,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出では、諸支出金で償還金及び還付加算金4,290万1,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第53号は、平成27年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,472万9,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金77万5,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、諸支出金で繰出金77万5,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第54号は、平成27年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,416万3,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金56万9,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費56万9,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第55号は、平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,820万5,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金261万3,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、予備費249万3,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第56号は、平成27年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,437万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、基金繰入金100万円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費で維持管理費120万円の増額補正を計上いたしております。

議案第57号は、平成27年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,983万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億983万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、市債2,920万円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、下水道事業費で公共下水道事業費3,630万円の増額補正を計上いたしております。

議案第58号は、平成27年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ3,019万2,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金88万6,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費88万6,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第59号は、平成27年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,493万7,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金18万9,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費18万9,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第60号は、人権擁護委員の推薦についてであります。

人権擁護委員のうち3名が平成27年12月31日をもって任期が満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、委員の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

議案第61号は、うきは市ルネッサンス戦略の策定についてであります。

まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略である、うきは市ルネッサンス戦略の策定について、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第62号は、うきは市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

附属機関として、空き家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施についての調査審議のため、うきは市空き家等対策協議会を設置するとともに、協議会としての設置目的を達成した、うきは市森林セラピー推進協議会を廃止するものでございます。

議案第63号は、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第62号と同様に、森林セラピー推進協議会を削り、空き家等対策協議会の追加を行うものでございます。

議案第64号は、うきは市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

議案第65号は、うきは市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

す。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行により、本条例の一部改正を行うものでございます。

議案第66号は、うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行により、本条例の一部改正を行うものでございます。

議案第67号から議案第75号までは、平成26年度の一般会計及び8つの特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に改めて担当課長より御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

---

## 日程第6. 委員会調査報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会、議会運営委員会より、閉会中の継続調査申し出がございましたので、その調査報告を求めます。7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、報告をいたしたいと思います。お手元に資料はそれぞれ配付されていると思います。

総務産業常任委員会では、本年第2回の定例会におきまして、閉会中の調査申出を行っておりますので、市議会委員会条例第36条の規定によりまして、報告を申し上げます。

今回の調査テーマは、下水道接続推進に関する調査、所管は住環境建設課であります。それから、安全・安心まちづくりに関する調査、市民協働推進課でございます。

まず、下水道接続推進に関する調査について御報告を申し上げます。

7月16日の午前中に開催を当委員会室で行っております。

調査の趣旨でございますが、今回の調査につきましては、昨年10月24日に下水道の現状と課題、その解決策をテーマに実施いたしておりました。この調査につきまして、下に書いておりますけれども、6項目の指摘事項がございまして、ごらんいただければわかりだと思っております。そのほか、メイン課題であります、大口事業所——筑後川温泉や遊技場、工場などでござい

ますけれども、これをいかに接続を推進するかということが主題でございます。

次のページでございますが、調査の概要であります。

まず、下水道事業の現在の進捗状況でございますが、平成26年度末における下水道の普及率——これは浄化槽を除くものであります、95.6%に至っております。

それで、今後の残された事業であります、今年度平成27年度は、吉井町が西福益、角間、長野、福久、浮羽町では大野原。それから、28年度以降では、吉井町が折敷町、鷹取工業団地、浮羽町が小坂となっております。

この調査の中で特に議論が集中いたしましたのが、普及率と接続率の算定方法であります。この算定に当たりましては、決算特別委員会で配付されております成果表の中に記載されておりますけれども、これは以前から、この算式については県の算定方式にのっとるということでございまして、この分母につきまして、下に計算式の改訂版を載せておりますけれども、実態にそぐわないのではないかという指摘が再三なされたところでございましたので、今回はそのことに重点を置きまして、協議をいたしたところでございます。

それでまず、普及率でございますが、上の式ですね。分母がうきは市全人口となっておりますが、これは公共下水道を考える場合に浄化槽の区域の人口も入ってますが、実態にそぐわないということで、今後はこの方式によって、浄化槽の設置区域の人口を除くこととしております。

それから、下の接続率でございますが、分母が公共ます設置数プラス公共ますなし世帯数ということをも分母にいたしまして、供用未開始世帯数を除くこととしております。というのは、まだ計画のないものも分母にしていますので、これも実態に合わないということで、住環境建設課とも協議をして合意に至ったところであります。

次、3点目の行政区の158区の接続世帯数、この目的については、朝倉市のほうも視察に参りまして、各校区の公民館にこの接続率を表示しているということも参考にいたしまして、各行政区の接続状況を住民に知らせることによって刺激、喚起を起こすなどの心理的な効果を図る必要があるのではないかということで捉えておるところであります、提出された資料がなかなかこれを提示するのが難しい部分がございますから、今、一旦提出されましたけれども、修正を図っているということでお聞きをいたしておるところであります。

次、4点目ですけれども、公共ます設置世帯の接続推進、これを最優先課題としたいというふうに思っております。ここに表があります。これは26年3月末時点における下水道の状況であります、まず左から、下水道接続世帯数は、現に接続しているのは約1万余世帯のうち6,494であります。それから、公共ますの設置数が7,950。それから、公共ますは設置しているんですけども未接続が1,456。公共ますなし世帯数1,703。これについては、まだ計画工事がやられていないということも含んでおりますので、括弧書きで583はこの数字から

差し引くということで、先ほどの算定方式のとおりであります。

そこで、公共ますは設置されているが接続されていない1,456世帯——これは事業所等は入っておりませんが、まずはここから優先して戦略を図るべきじゃないかということに当然ながら考えられますので、大口事業所も当然進めなければなりませんけども、身近にますまで設置されて接続してないというのが1,456もあると。ここにやはり所管課のほうは重点を置いて今年度から早速進めていただくべきだというふうに提案をするものであります。

次のページであります。

大口事業所の接続推進であります。具体的には筑後川温泉やパチンコ店、病院ほか工場などの事業所でございます。前年度の10月に実施した時点では、この未接続が200事業所あるということで、ここでも報告をさせていただいておりますが、ただ、この大口事業所という表現で、どの範囲が大口なのかという定義がまだなされていないということでございますので、この定義づけをまずは明確にする必要があるということでございます。これは住環境建設課のほうから話があったんですけども、今、うきは市内で最も大口というのが、年間640万円の料金を支払っている事業所と、いわゆる大口と概念される場所では38万円という大幅な料金格差があるというふうに話を聞いておりますし、ちなみに日田市のサッポロビールは、年間2億円の料金を支払っているという情報もございます。

特に筑後川温泉を例にとりますと、現在、浄化槽でやっております。温泉の風呂のお湯は、そのまま筑後川に流しているという状況であります。今、保守点検料ですね。浄化槽の点検料は25万円、年間ですね、60万円ということで調査があっているようでございます。これを下水道に接続した場合の料金は、温泉水を省きまして45万円から大きいところでは420万円と試算がされているようでございまして、これをいきなりうちの料金法を盾に「これを接続しなさい」と言っても、なかなか現状って難しいんじゃないかという共通の認識となっておりますので、今後、これをどうクリアしていくかということについては、さらなる検討が必要だろうというふうに思うところであります。特に料金秩序の関係がありますから、温泉だけを特定して減免するということは難しいかというふうに思っております。

そこで、指摘事項が出ております。

1点目が、先ほど申し上げました大口事業所の定義を早期に設定すること。

それから2点目が、定義設定による大口事業所に限らず、小規模事業所の接続及び未接続状況を早期に調査、把握し、議会に報告をするということでもあります。

3点目に、原則として職員も我々もですけども、下水の未接続の飲食店等に入入りというのをやはり考えるべきであろうという指摘もあっておるところであります。

次に、下水道の未接続の美容院等における汚染水の放流規制、この件につきましては、市民生

活課の寺嶋生活環境係長のほうにおいでいただきまして、具体的に調査もしていただいております。この事例に限らず、いまだ洗剤まじりのあれを河川に——言葉は悪いですが、垂れ流している事業所もあるように思いますし、私も現認もしておるところでありますので、ぜひ環境衛生の観点から、下水道に限らず、これこそ市長の言う横軸を入れながら解決を図っていくことが重要であろうということでここに記載させていただいております。

次に、農業集落排水の下水道統合計画、これも以前から提案がありまして、これについては、今年27年度が汚水処理構想年ということのようでございます。今後10年間ですね。この構想年に合わせて、高田・今泉の農業集落排水の浄化センターと屋部の特定環境保全公共下水道を統合して公共衛生を一本化するということについては、この計画に基づいて今後進めていくということで回答をいただいております。

次に、姫治地区の浄化槽の設置状況でありますけども、世帯数が585世帯、設置基数が今のところ268世帯で、設置率は45.81%となっておりますので、まだまだ普及が進んでないという状況であります。

次に、その他の主な質問ということでございましたが、お読みいただければ結構ですけども、1つは、まずは設置されているが、自宅までに相当の距離があると。これはなかなか負担が大きくて、これが2世帯あれば市のほうが地上権を設定して公費をもって措置するというところで、1軒の場合はできないということもございますので、これを何とかできないかということで回答、質問がここに記載されております。

もう一つは、この下水道の維持管理の関係で、工事業者が指定されております。これがよそは業者のほうの責任でやるんですけど、うきは市の場合は、なかなか業者のほうに負担が大きいということの提案もなされておりますが、市としては、これを緩和してしまうと、任せてしまうと、なかなか仕事の信頼が持てないという実情もあるようございますので、この辺についてはまた具体的に所管課のほうで検討すべき課題だと思っております。

所見でございますが、なかなか今、所見、冒頭に書いておりますように、法律というものがありますけど、なかなかそういうことでは効力がございまして、以下に申し上げましたとおりに、まずは設置してあるけども接続していないところへ、どう行政としてしっかり粘り強く対応していくかということと大口の関係、この2つをいかに取り組んでいくかということが重ね重ねの課題でございますので、大いに期待をしたいというところで、この件について終わりたいと思いません。

次に、安全・安心まちづくりに関する調査でございますが、8月17日午前中、当委員会室のほうで行いました。この委員会には委員8名のほか、市民協働推進課の課長、係長2名と、うきは市消防団から2人の副団長が御出席をいただいたところであります。

調査の概要については、3年前の九州北部災害を教訓にして再編をいたしました地域防災計画の検証、これを主眼にいたしまして、うきは市の機軸とする消防団の連携強化を図るための現状の課題等についてと同時に、安全・安心を支える交通安全と防犯対策についての調査を行ったところであります。

まず、うきは市消防団の現状について議論をいたしました。

課題は、全国的に消防団の団員の確保の問題です。今、うきは市は520名の定数でございますけれども、まだ表面立って大きな問題はないようではありますが、現実的には徐々にその問題にかかってきているということが両副団長から現実的なお話をお聞きしたところであります。前は分団だけで確保をやったんですけれども、勧誘もやりましたけれども、今は区長さんたちにお願ひしておるんですけれども、なかなか難しいということでございます。それから、うきは市の消防団は、他市町村に比べて年齢が若いということであります。それがゆえに5年という短期で退団する団員が多いということで、なかなか人材が育たないということが申し上げられております。

それから2点目は、機能別消防団——特に就業構造で若い人たちがよそで昼間は働きますので、昼間の災害については人員確保がなかなか難しいということで、全国的に機能別消防団、いわゆるOBの消防団の方々にそれを穴埋め、支援をいただくという体制です。これは総務省のほうで、消防庁のほうが進めている案でございますけれども、今のところは、うきは市のほうではOB団員はいらっしやらないということであります。

そこで、住民の皆様には消防団というのは酒飲みと、酒を飲むということのイメージが代名詞になっていると。ところが、今の団員の方は、酒はほとんど飲まないそうであります。非常に質実、まじめになっているというのは私も承知をいたしておりますので、そのあたりをやはり市としても住民の皆さんにこの事実を大いに知っていただくということが大事だろうというふうに思っております。

それから、市内の企業に勤務する団員が火災時の出勤にさせていただいておるようでございますが、企業にあっては、会社は協力的なんですけれども、消防団が仕事場から抜けると、残っている職員の皆さんに大変な負担がかかることで、お互いの人間関係で問題が生じているから団員に入らないという話もお聞きをいたしております。

それから、協力事業所に対する税制的——いろんな特典を、優遇措置を設けているというのは県のほうでもやっておられますし、隣の久留米市なり、それぞれに総合評価的にやっておりますけれども、まだ今、うきは市としてはそういうものもまだ制度化されていないようでありまして、今後の検討としておるようであります。

それから、消防団の皆さんで特にありがたいのが年末夜警ですね。火災予防週間中と年末です。以前は朝4時まで連日やっていたということですけど、今は10時までとしておりまして、交代

制でやらずなり負担の軽減を図っているということでございます。

それから、消防団員確保の一策として、商工会で団員に入っている方は商品の割り引きや商品券を支給するなどの特典を、今、協議がされているということをお聞きいたしております。いずれにしても消防団は、うきは市の基軸でありまして、この活躍は非常にすごいと思いますけども、市民に伝わっていないというのが非常に問題であろうというふうに思っております。

次に、消防水利の件であります。うきは市は消火栓がないために消防水利の充足率は特に低うございます。夏場は河川があることで問題ありませんけれども、冬場になりますと非常に危険がございます。評価したのが、市の道路等に黄色のペンキで消防水利の表示を明確にさせていただいております。非常に喜ばしいことではございますが、これが夜間、それから渇水期に当たっては、この表示を頼りにすることはできない部分がありますので、検討する余地があるということでございます。

次に、防災対策でございます。

最後のページになりますが、これは指摘でございますけども、市がさきに実施しましたシミュレーション訓練——図上訓練ですか、これに最も機動力となる消防団が参加していないというよりも、消防署と警察署がこの訓練に参画依頼——指導の依頼ということでしょうけども、一番基軸となる消防団の参加がない、呼ばれていないということではございました。こういうことを考えると、3年前の災害時においても消防団は端のほうに置かれて、なかなか存在というものがどうも疑問にあるということが明確に言われました。このあたりが地域防災計画と実態の認識が、まだまだそこに問われているということではございます。

それから今年4月、市役所の機構改革が行われました。ところが、肝心の地域防災計画の、何としても任務とする組織の改定もなされないまま今日に至っていると。それを指摘しましたら、ここに送られては来ますけれども、いかに地域防災計画を市長がどう重視しているかというのが、ここで問われることだろうというふうにこの場で申し上げておきたいと思っております。

それから、自主防災組織が、災害の教訓として、約半数ほどの組織ができているようではございますが、私が知るところ、非常に形骸化して形だけというようなことではございます。特に申し上げたいのは、今般の15号台風——先ほど市長からもございました。避難勧告が、土砂災害情報で台風が吹き返しの段階で来ました。しかし、なかなか住民がこの勧告とかを聞いても、ほとんど意識がない。受けても行動しようというような者は全く見受けられません。これは中山間地のほうが教訓をもって、どう動いたかわかりません。勧告指示等をもし出すとするならば、それに空振りでもし終わっても、それだけの能動的な行動を市それから消防団が行動しない限りは、やはりこれは言葉だけの上滑りの、万が一の場合については、これが常に言われるようなものになっていくんじゃないかというふうに思っておりますので、十分御検討をいただきますようお願いいたします。

願います。

そして、もう一つは、要援護者対策です。今回の台風もそうですけれども、ひとり暮らしの老人など老人世帯、障害者の皆さんもいらっしゃるかもわかりません。ところが、誰がどこに住んでいるのか、誰をするのか、これは登録制にしているようでございますが、これが機能しているかどうかという問題です。個人情報の問題等々もあるとは思いますが、いざというときに機能するような体制をつくらないと、やはり同じ繰り返しじゃないかということで申し上げておきたいと思えます。

次は、交通安全と防犯対策ですけれども、防犯カメラの機能、非常に有効であるようございますが、そういうことでございます。ここはお読みいただければ結構です。

最後の所見であります。消防団、副団長のお二人がお見えになって、真摯な態度で直接的な回答をいろいろな方面からいただきました。消防団は、消防防災に限らず市政の基軸であり、うきは創生に欠かせない原動力であるというふうに思います。議論の中で、3年前の北部九州豪雨災害時、消防団は端に置かれた経緯があると明かしましたし、市役所の訓練にも参加要請はなかった。もはや自然災害は寺田寅彦の「災害は忘れたころに来る」ではなく、「忘れないうちに来る」のが常識となっております。せつかく3年前の災害を教訓に再編した、うきは市地域防災計画、万一に落ち度がなきよう、いざというとき機能する組織体制に期待をすると申し上げまして、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） まず最初に、下水道の接続率についてでございます。

今、報告を伺ったわけでございますけれども、これは大体五、六年ぐらい前からこういう問題提起、課題があるということと言われておりますけれども、その点について、今回も似たような指摘をされたというだけで、余り改善がされてないというふうに思ったわけですね。

となると、この大口事業所を——定義を早急に設定せろということですが、やはり60万円から——上限がですね、今の浄化槽の費用、保守点検料が25万円から60万円、45万円から420万円と。ですから、60万円が420万円というなら、とてもじゃないけど接続できない。これはですね。だから、この辺をどうするのか。もうそろそろ結論を出していいのではないかとこのように思うわけですね。

その中で1つは、家庭用がくみ取りから公共下水道につないだときに、大体年間の料金が——その人数によって違いますけれども、2割から5割高くなっています。もちろん安くなったところもあるとは伺ってございましたけれども、大体平均すると高くなっております。ですから、ここは業者ですので、今の使用料の、例えば2割アップとか、そういう料金設定をしたらつなぎ

やすくなるのではないかという気がいたしますけれども、その辺の料金設定ですね。もう少し早く決めていただきたいなという思いがいたしますが、その辺についてどう話をされたのか、お伺いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長、答弁。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） お答えをしたいと思います。ただいまの御質問、まことに同感するものでございまして、2回もこの会議をしながらということでもございますけれども、ようやくその辺の実態が見えてきたというのも、もう五、六年前からやろうというのも確かにそうだと思います。なかなか、これも執行部のほうもどうすべきかというのは非常に難しい課題を抱えておるところでございますので、料金秩序の問題もありまして、全体としてどうするかということは、これはうきは市だけの課題ではないというふうに思います。この指摘をもって、しっかり執行部のほうは今の櫛川議員の御指摘に対応するように努めるものというふうに思いますので、私としてはそういう回答でとどめさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） それと、消防団員の確保の件でございます。

これもなかなか消防団員に入る人がなくなったということ、これも10年ぐらい前からずっと問題提起されておるところでございます。僕は思うとに、うきは市の人口は減ってきているんですね。しかし、定員数は減ってないんですよ。だから、その定員数に合わせなければならないということで、無理なところがあるのではないかと。もちろん面積とか地域によって、それだけの定員は必要だということもわかりますけれども、やはりそういってもなかなか入ってくる人がいない。その辺で、僕は定員数で無理がいつているのではなかろうかというふうに思いますが、定員数を減らすことについて、何かそういった話はされたかどうかです。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長、答弁。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） 正直、定員数の減員はなるほどなというふうに今、受けとめました。この議論はいたしておりません。消防団も常設の消防も、消防力の基準をもとにいろんな地域の、山間地域が多かったり災害が大きいものについては、当然付加して人員を策定するということがどこの自治体もそうだと思いますけれども、おっしゃるとおり、人口減少という問題も大きな現実の要素だと思いますので、ここでそうだというふうに申し上げて、所管のほうに間接的にお伝えして取り組んでいただきますようお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 公共ますの設置数に対して、未接続世帯数が少ないんですが、私

も以前、旅館をやっていたもんだから、一応公共ますはしとるわけですね。だけど、そこに工事費の問題が何百万円、何千万円かかるわけですよ。だから、そういうふうな工事代も考慮していただいたらどげんかなと思うわけでございます。

それともう1点は、これに書いているのは、筑後川温泉ばかり書いてるように私は見受けられるから、吉井温泉やら食堂組合とか食品衛生組合という、ここに書いてるように、やっぱりそういうところも結構水を使うわけですよ。そういうことも考慮していただきたいと思うわけでございます。

以上、2点。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） ごもつともでありますということを回答にさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、12番、大越厚生文教委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 委員会調査報告、厚生文教委員会から報告をいたします。

平成27年第2回うきは市議会定例会において、閉会中の継続審査申し出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告をいたします。

まず、放課後児童健全育成事業について。

調査の日時は、本年の7月10日金曜日でした。調査場所については、久留米市の市役所及び市内にあります日吉小学校2カ所を調査させていただきました。調査の目的は、本年4月からの子ども・子育て新システム関連3法案の施行により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準が明確化され、その内容の充実が一層求められているので、うきは市においても的確に利用のニーズを把握し、施設を確保していく必要があり、質と量の改善を図る観点から調査をいたしました。今回の調査は、以前、佐世保市の学童保育園についても調査をいたしましたが、よく調べてみましたら、お隣の久留米が非常にすぐれているということがわかり、その久留米市の調査をいたしました。

久留米市は小学校の校区が全46校区ありまして、そのうち45校区、クラブ数は77で学童保育を実施されております。昭和35年に南学童保育所——名前はリーディングルーム、これは当時の公民館を利用したものですが、そこで設立され、平成6年には23校区で実施されるよ

うになりました。その当時は校区の民生委員、公民館長、保護者などで構成される校区の運営委員会が自主的に運営をしていました。

平成7年に久留米市が事業主体となって、各校区運営委員会に委託する現在の方式になり、運営基盤、財政基盤、指導員の処遇や利用料、保育内容などの格差をなくすための検討委員会を発足させ、同時に、指導員にも資格要件を求めて質の向上に取り組んだということでもあります。

平成10年に久留米市学童保育所連合会ができ、指導員の雇用主が連合会となり、採用試験も導入されました。当時は旧久留米市の27校区中、25校区が参加していました。連合会の組織としては、理事会、常任理事会、事務局があり、そこで雇用されている指導員、また、各校区の学童保育所を運営している運営委員会があります。

久留米市の27年度の学童保育関連の予算は6億6,116万7,000円、前年比で8,217万2,000円の増加になっております。そのうち人件費が4億7,400万円、人件費の割合は71.6%となっております。この費用の内訳としては、利用料収入を除いた分について国、県と市の負担がそれぞれおおむね3分の1ずつということでありました。

指導員の処遇については、以下のとおり、下に表をつけておりますのでごらんいただきたいと思います。うきは市と比較すると、相当な開きがあるということでありました。ただ、この内容、いわゆる指導員の処遇についても、それでもなかなか指導員に応募してくる人がいないという悩みがあるそうでもあります。ただし、これは宣伝不足もあるのかなということでもございました。

4ページに入っていきますが、久留米市役所での調査の後、市内にあります日吉小学校を見学させていただきました。日吉小学校を選んだ理由といたしましては、現在、日吉小学校は改築の計画中であります。そういうことで、学童保育を学校の空き教室を利用して現在、2つのクラブを運営されております。そういったことで、日吉小学校の新しい計画の内容も聞かせていただきましたが、新しい校舎の2階に学童保育専用の部屋を2部屋設けるということでありました。今、うきは市内でも各学校に空き教室、かなりあると思いますが、そのまま学童保育所として使っている例というのは、御幸小学校以外にはないと思います。ただ、なかなか文科省と厚労省の行政の壁があって、空き教室があってもなかなか学童保育には提供できないというのが現状のようでもあります。

ただ、今度、日吉小学校が新築されるに当たり、その校舎の中に学童保育所を設けるということは、非常に現場の英断であるなということを感じました。今後、一気にうきは市が久留米並みになるということは到底無理だろうとは思いますが、隣の市にこれだけ先進的な事例があることでもありますし、うきは市もその方向に向かって、ぜひとも執行部には学童保育の質の向上と、それから、指導員さんの待遇の一律化、現在、各うきは市内の学童保育所は保護者会が運営しております。待遇あるいは利用料についても一律ではありません。そして、特に運営に関する責任

といいますか、組織をしてある方がPTA——保護者の方がやっておられますので、子供が卒業すると、その方たちも一緒にいなくなる。しょっちゅう役員さんというか、そういった方がかわっていかれるという非常に欠点があるなということで、ぜひともこの辺を一律化される方向に持っていきたいということを委員会としても執行部のほうに進言をしていきたいと思っております。

学童保育については以上です。

それから、市内の小・中学校の学校施設に関する調査についてであります。

本年の8月7日金曜日の午後、夏休み期間中ではありましたが、調査をいたしました。調査場所は吉井中学校、浮羽中学校の2校であります。

調査の目的は、夏場における市内小・中学校の教室における高温の問題は、以前から教育や児童・生徒の健康面の観点から、さまざまな形で改善の要望がありました。「特に近年の地球温暖化に伴う」と書いておりますが、地球温暖化が原因であろうという高温化現象により、熱中症などで体調を崩され、病院に搬送される方は過去最多と連日報道されております。適正な学習環境を維持する面からも、その対策は喫緊の課題であります。今回は委員会としても、真夏の教室を自分たちみずから実地体感調査することにより、その問題点と対策について調査を行いました。

まず、吉井中学校ですけれども、坂田校長より、昨年度の階層別教室内の室温測定の記録を提出していただきました。この中で、数値的に言いますと、1日3回室温を測定、最も高かった室温の平均は、吉井中学校の4階、1年3組ですけれども32.6度——平均であります。同じ教室で最高の日は38度あったと。これは、一番後ろのほうに記録の一覧表をつけておりますので、それをごらんいただきたいと思います。ただ、8月中については6、28、29の登校日のみの測定でありました。

記録によると、吉井中学校の平均と、後から出てきますけれども浮羽中学校の平均で、最高の温度差が——吉井中学校の場合は4階、浮羽中学校の場合は3階ですけれども、平均の差が3.7度もあるということで、しかも常に30度を上回っているということですので、30度を超してからの3.7度の差というのは、非常に体感的に大きいものがあることは、我々も現地調査をしまして、実質すごい高温であるということを実感しました。

実地体感について、特に4階に上がったときに、余りよくない写真をつけておりますけれども、4階の北側の窓ですね。こういった窓であります。写真を見てもらうとよくわかると思います。いわゆる完全に開かない。しかも、この後ろにはげた箱があり、給水施設があり、ロッカー的なげた箱なんですけれども、そして廊下があって教室の戸があるということで、南北に非常に風が抜けにくいということがありました。

そして南側には——これも浮羽中学校との比較になってきますけれども、本来ですと学校の中庭という、木があり芝生があり、そして広い空間があり、そういったのが我々の子供のころからの学校の記憶ですけれども、吉井中学校の場合は、階下にある、ちょうど校舎と校舎の間に多目的ホールというのがあります。そこの上の屋根が金属製です。その金属製の屋根の照り返しがまともに南側の窓から入ってくるということで、非常に、これは言葉は悪いんですけれども、ある意味設計ミスだなということを正直感じました。言葉を変えるならば、人為的に作り出された悪い環境であるということが判明したところであります。

次に、浮羽中学校に行き、高橋校長より説明をいただきました。浮羽中学校の教室内の温度は、風通しもよく、吉井中学校に比べたらそこまでは高くないが、問題なのは、調理室にエアコンがないということで、これだけはぜひとも早くつけてほしいということでありました。吉井中学校に比べれば風通しもよく、そこまで高くないというのは、高橋校長は、今の浮羽中学校の校長になる前は吉井中学校におられたので、その差が歴然とわかるということでありました。

それから現在、浮羽中学校は、もう終わってるかもしれませんが、調査した当日は、まだ耐震補強工事が行われておりました。しかし、浮羽中学校については築後41年を経過しており、非常に雨漏り箇所が多く、また校舎内にコウモリがすみ着いているということで、ふん害があっちこっち廊下の隅々にコウモリのふん、このうきは市役所の入り口にもコウモリのふんが散らばっておりますが、ああいう状況でありました。これは何とかしなければならぬということを感じてきました。

所見ですけれども、今回の調査は、以前より問題が指摘されている市内小・中学校の教室内の温度について、議会としてもその実情を身をもって体感するために実施をいたしました。さきに述べた調査結果のとおり、教育を受ける環境としては大いに問題があるということが判明いたしました。今の子供たちは昔と違い、家庭にエアコンがあるという環境で生活しております。また、近隣市町でも学校教育や児童の健康管理を重視し、小・中学校にエアコンを設置している、または設置を予定しているところがふえている現状もあります。うきは市としても、財政的に負担が大きい事業であることは間違いありませんが、学校の耐震化も今年度で完了することを踏まえると、一刻も早く取り組む時期に来ているのではないかと考えます。

委員会としては、どれぐらいの事業費が必要なのか把握するため、まずは空調設備の設計を行い、計画性を持って小・中学校に設置していくことを要望したいと思います。執行部においては、各学校の実態を早急に把握し、中学校を優先するなど学校ごとに優先順位をつけたり、または、各階あるいは教室ごとの優先順位をつけるなどしてでも、教育環境の整備に着手するよう要求をしたいと思います。

以上、厚生文教常任委員会の閉会中の調査の報告といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 最初の学童の件ですかね。この件で、久留米市と非常に処遇の差がありますよね。その辺を今後どうするかということを協議されたのかどうか。

それと一緒に、非常勤の単価、時給が710円と910円って200円差があるんですね。これが、御承知のように、ことしの10月5日からですかね、最低賃金が1時間が743円になると思うんですよね。その辺の検討をされたかが1つですね。

それと小学校、中学校の室温の件ですけれども、室温の測定は両方ともされているんですが、その日、室外がどれぐらいだったのか。それで、室内と室外の温度差がどうかというのが、ちょっとこれではつかみ取れないなと思いますから、その辺の検討はされたのか、この2点をお聞きします。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長、答弁。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） この指導員の、久留米市は一律運営委員会で雇用しているということと、うきは市との比較については、あくまでもそういった調査の結果、うきは市としてもぜひともこの方向で進めてもらいたいということを執行部に要望したいということで、そこまでの結論しか出しておりません。具体的に、うきは市はどうすべきだとか、そういったことまでは話しておりません。

それから賃金についても、時給が確かに今年度また福岡県も最低賃金が上げられておりますが、現在うきは市の賃金その後どうなったかという調査をしておりません。最低賃金だけは、それは当然のこと、クリアするように保護者会といいますか、そういったこと。それを含めた市の補助金をぜひとも、最低賃金が増額されてあれば、それに見合う補助金の増額はぜひとも市当局にお願いしたいなというふうに思っております。

それから、室内の温度をはかった日の室外の記録はありません。ただ、うきは市の記録を気象庁か何かに問い合わせればわかるかとは思いますが、正直これは室内の温度だけの結果であります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 今の2点、調査した2項目については、非常に子供たちにとって大事なことだと思いますから、今後も追跡調査するなり要望を続けて、委員会としては継続調査項目の1つとして上げていただきたいと思います。要望です。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 教育長も学力問題で、これは県の教育長の言葉ですけれ

ども「今年度から山を動かす」という、要するにグラフの山を動かすという意味だろうと思えますけれども、そういうことも積極的に教育長も発言されております。ぜひとも動かす1つの要素として、こういった教育環境の改善も必要なのではないかなというふうに感じておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 吉井中学校のエアコンの問題、これ、たしか10年ぐらいずっと出てきとると思うばってん、委員会として調査したとは今回が初めてやったんですかね。私は、もう、ついとると思うとった、あそこは。エアコンは。あれだけ一般質問でもかなりの議員が出したし。それで一番思うとは、私たちも含めてこの議場もエアコン入とるですたい。そいけん、やっぱり大人だけエアコンに涼しいところで仕事して、子供にそれだけ暑いところで勉強しろと言うほうが無理じゃなかろうかと思う。そいけん、市役所も全部エアコン切ってしまうといいつて、一遍。一夏。そのくらいせんと腰を上げないと思いますき、その辺の要望をしっかりと執行部にやってください。これ、要望。

○議長（岩佐 達郎君） 要望ですが、委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 伊藤議員の御意見はごもっともだと私たちも思っております。

ただ、平成23年12月議会に保護者の団体から要望書が出ておりました。特に中学校にエアコンをとる。ただ、厚生文教委員会でそれを不採択にしておったという経緯があります。私もその後、23年ですから昨年、議会の選挙がありました。それで、議会に出した結論は、個人的な認識になりますけれども、選挙のとき、改選になって議員の顔ぶれが今の議員に変わりましたんで、私はその決定事項というのは一度リセットされたという認識でおりましたけれども、やっぱり議会、行政の流れとして、過去にそういった、常任委員会で不採択になったという事実がある以上は、なかなか議会も行政も、この問題に積極的に取り組めなかったという経緯があったかと思えます。

しかし、今回、議会としても初めて、ここに書いておりますけれども、我々も1回、これは暑い時期に行って体感しようと。そして、真剣に検討を重ねて結論を得ようじゃないかということので今回の調査になり、今、報告したような結果が出たわけでありまして。今後、委員会としてでも、そういったことを踏まえながら頑張っていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 2点ほど、ちょっと確認させていただきたいんですが、この資料

の5ページが一番下のほうですね、ちょっと気になる記述がございます。

吉井中学校の構造については、るるこの場でも耳にしておりました。この、下から6行目の右のほうから「現場を視察すると、改めて吉井中学校の構造上の欠陥を感じる事ができました」。最後の下から3行目からですかね、「階下にある多目的ホールの金属製屋根による照り返しをまともに受ける構造で、吉井中学校の場合は、まさに人為的に作り出された悪い環境であることも判明しました」ということですから、事実が確認したということは、この文章はちょっといろいろ気になるんですが、判明したということは、そこに責任が明確にあるということを図意してありますが、そのあたりは、これを書かれると非常に問題の文章だと思うんですよ。人為的というの。もう、明確に判明したと書いてますからね。このあたりは学校教育——市長もそうですけども、そういうことですね。明確に執行部も承知してあるということでもよろしいんですか。それが1点。

こういうことで出ますと、はっきり責任が明確になっているというこの記述になってますから、その確認は、この表現、非常に大事なところだと思うんですが、こういうことなのかどうか。

もう一つは、財政的に厳しいという話は伊藤議員からも、「今、もうできちよるじゃないか」という話がありまして、市長の答弁では、今度の総合戦略の中でできはしないかという希望も持ってましたけども、今度、審議される総合戦略の中には見当たりません。ただ、そこで今、全国的に光冷暖という、非常にコストも初期費用も運営費用も安い、そういうものが全国的に公的の施設あたりも広がっていますが、その辺の御検討は何がしか出ましたのかどうか確認したいと思います。お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 確かに実態について、吉井中学校の構造についてかなり厳しい表現で指摘しております。この写真を見てもおわかりになると思いますけど、完全に開かない構造なんですね。それと照り返しの問題。中庭に植栽、緑がない。空間も浮羽あたりと比べると中庭の空間も狭い。そういったこと。これはちょっと個人的な意見が入って申しわけないんですけど、建築許可申請を、設計図を出していただきますね。それは専門家が見てるはずですよ。なぜその段階で、この風通しの悪さとか、そういったものが、専門家が設計図を見て見抜けなかったのかなという疑念が残ります。そういったことで、これはあえて言えば、そういった面からも人為的と言えるのではないかと。デザインの斬新さを求めた余りに、結果としてこういった風通しの悪いとか夏場は室温が上がるとか、そういった環境が作り出されたと思っております。構造からいくと、これをオーケーとするならば、最初からエアコンをつけとくべきだったかと、そういった構造です。ぜひ吉井中学校を見てもらおうと、なるほどとおわかりいただけるんじゃないかと思えます。

それから今、光冷暖。ちょっとはつきりわからんかって。いいですか。（「光冷暖です。冷や

す温める、光冷暖」と呼ぶ者あり)それは私、知識がありませんので、それは、当然、議論して  
おりませんけれども、費用面については、後ろに表をつけておりますけれども、一番安いところ  
は1教室——教室の広さによって違うわけですけど、100万円から200万円の間かかると  
いう試算はできると思っております。ただ、これはそれぞれやった自治体、学校によってかなり  
のばらつきがあります。平均的に考えるならば、1教室当たり150万円ぐらいかかるのかなと。

それと、うきは市はいつも言われております少子高齢化で、少子の部分で、今後、生徒数はさ  
らに減ると思います。そうすると、教室の数も少なくて済むと思うんですね。ですから、今ある  
教室の数イコール掛け150万円ではないと思うんです。ぜひとも執行部にはそういった意味で  
は英断をしていただき、学校の冷房だけで私はいいと思うんですね。エアコンをぜひともつけて  
ほしいなということで、費用の面は、これは、議論はしました。しましたけれども、各自治体に  
よって大きなばらつきがあるということで、久留米市が、ちなみに参考で申し上げますと、  
25年、26年で全額国の元気臨時交付金を使って、久留米市が100%国の費用で賄っており  
ましたので、ぜひとも執行部には国のそういった補助金、県からの補助金、そういったものが何  
かあるのではないかなということで、十分調査をされて、市の負担が軽くて済むような方法を取  
り入れながら、ぜひとも教育環境改善には取り組んでほしいと思っております。

以上です。

○議長(岩佐 達郎君) 7番、江藤議員。

○議員(7番 江藤 芳光君) 最初のあれで、これは委員会がもう、総じてまとめた公文書です。  
この中に「まさに人為的に作り出された悪い環境であることも判明しました」という表現が、  
これは学校教育課も一緒に同行してあれしたんでしょう。これはきょう、お読みになったのかど  
うか知りませんが、ただ、こういう公文書に、原因が人為的に判明したとかというのを載せる  
ということは、委員会としては判明したなら、執行部にそれをきちっと、そのことを正さないか  
んという責任がそこに生まれたんですよ。だから、もう少しこれは現実的に考えると、こういう  
表現がこういう委員会活動の総合報告の中に上がってくるというのが、どうもどうということじゃ  
ろうかというふうに思います。

それからもう一つは、光冷暖は御存じないということですけども、それは早速調べてみてくだ  
さい。

以上です。

○議長(岩佐 達郎君) 委員長。

○厚生文教常任委員長(大越 秀男君) この委員会での結論を得た報告書の中にこういう表現が  
不適切ではないかという御指摘ですけれども、委員会としては、これを一応了承しております。  
しかし、これでいきたいと思いますが、執行部との今後の話もする機会が出てくるだろうと思

ます。その時点で、改めてこの問題を取り上げてどうするかということで、文言の訂正というようなことがあれば、当然みんなの総意をもってそれはやることですが、そういう結論が得られれば、改めてこの問題については対処をしたいと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 学童保育について、財政面でお尋ねしたいと思えます。

2ページの中で、7段目になりますかね。「平成27年度の連合会運営費（予算額）は、661,167千円」ということですが、この中で2億円は収入で入ってくるわけですね。したがって、そこに書いてあります人件費が大体不足するようなことであるわけですね。6億6,100万円の中で、年間約2億円の利用率収入が入ってくるということですから。それに対する利用率の収入を除いて、国、県の補助金、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1ということでしょうか。この辺を調査してありましたら、お願いしたいと思えます。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） これは国、県、市がそれぞれ3分の1というふうに伺っております。はっきり。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 実は、うきは市の場合は、県の補助金は出てるわけですね。例えば、26年度も県の支出金は2,260万6,000円というのが県から出てあるけれども、国庫支出金というのはないんですよ、うきはの場合は。ずっと今までなかったんですが、国もそういう支出金を出してるということは判明したわけですね、言いかえれば。今度の調査ですよ。じゃあ、何で、うきはは国の支出金というのがなかったのか、その辺、調査されてるかどうかお願いしたいと思えます。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） その項目については、議論しておりません。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

次に、13番、三園議会運営委員長。

○議会運営委員長（三園三次郎君） 議長から御指名をいただきましたので、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行ったものでありますので、うきは市議会委員会条例第36条の規定によ

り、御報告を申し上げます。

調査期日が平成27年7月8日及び翌日の9日、2日間でございます。

調査先は大分県の豊後高田市、人口2万3,444人、議員数が18名。それから、大分県の津久見市、人口が1万9,162人、議員数14名。豊後大野市、人口3万8,312人、議員数22名、この3議会の調査を行いました。

調査事項は3番に書いてありますように、1番が議会運営について、2番が政策提案等について、3番、議会基本条例について、4番、議会報告会等について、5番、その他の大きく分けますと5項目であります。あらかじめ視察前に各議会に質問状を送ったわけですが、質問項目は全部で15項目の回答を求めたわけですが、その中で主なものを2ページ、3ページ、4ページに掲載しておりますけれども、豊後高田市、津久見市、豊後大野市の順に掲載をさせていただいております。

まず、議会運営についてでありますけれども、議会運営委員会の構成はどうなっていますか。党派等から委員選出等はあるかとということでお尋ねをしておりますが、そこに3つの市議会の状況を掲載してあります。

2番目に、予算あるいは決算の審査はどのようにされていますか。また、説明資料の要望などはありますかということですが、これについても3議会がそれぞれ回答をいただいております。

3番目に、常任委員会での委員長報告はどのように作成されていますかということですが、うきは市の委員会条例では、これは委員長が報告書を作成するということになっておりますけれども、非常に負担がかかる。したがって、事務局にもできないかというような議論もなされておりますけれども、そのためにこの質問を出したわけですが、3つの議会とも大体事務局が作成し、あとは委員長の確認ということになります。

2番に、政策提案等についてであります。過去3年間で政策型議員提案による条例が制定されていれば御教示くださいということですが、これは議会関係の条例は除くということにしております。例えば、議員の定数条例とか、あるいは政務調査費、こういうものの提案したのは除きますよと。あくまでもそれ以外の政策についての提案をやってありますかという質問でございますが、ほとんどないということになります。

それから、過去3年間で執行部提案への対案を提出されていれば御教示ください。例えば、修正動議ですね。このことについても質問をやってありますが、そこに3つの議会の回答をいただいているとおりであります。

それから、3ページのほうですが、3番ですが、議会基本条例について。この議会基本条例については、うきはの場合も同じですけども、議員選挙があった最初の議会において、いろいろ内

容を検討するということにはしてありますが、うきはでは確かに行いましたけども、改正するほどの箇所が見当たりませんでしたので条例の改正は行ってありませんけれども、ほかの議会ではどのようにしてるかということでお尋ねしましたら、そこに書いてるとおりであります。この制定済みというのは、議会基本条例を定めたということ、そこに述べているわけでありまして。それ以外には、改善等については検討する場を設けていないということでもあります。

それから2番目に、地方自治法第96条第2項に、議会の議決事件の追加ができるようになってありますが、追加をしてありますかという質問でございますが、3つの議会の回答がそのようになっています。

それから、議会活動について、自己評価もしくは第三者による評価を行っていますかということですが、つまり行ってないということが3議会ございました。

4番目に、議会報告会等についてでございますが、議会報告会や意見交換会等の最近2年間に開催した回数、会場数、参加人員、これをお尋ねしましたら、そこに書いてあるとおりで、豊後高田市はまだ行ったことがない。豊後大野市については、25、26年に行っておりますが、参加人員等についてはそこに掲載のとおりであります。

それから、次の4ページでございますが、議会報告会や意見交換会等で出された質問、要望等は、事後どのように取り扱っていますかということですが、その3議会の回答がそのようになっています。

それから、議会報告会の周知方法ですね。市民の関心、あるいは参加意欲などでどんな工夫をされていますかということで3つの議会にお尋ねしたわけでありまして。うきはの議会報告会も、第1回は350名という人員でございましたが、回数ごとに参加人員が減ってきてありますから、いろいろ工夫してあることがありましたら教えてほしいという依頼でございましたけども、豊後大野市議会は、そこに書いてありますようにいろいろやっておりますが、ほかでは大体うきはと変わらないようなやり方。

それから、5番目に、その他でございますが、政務活動費は支給されておりますかということですが、津久見あるいは豊後大野市は支給なしであります。豊後高田市だけが1人当たり10万円を会派または議員に支給と。

それから、議会中継をしていますかということですが、豊後高田市ではケーブルテレビで一般質問を録画配信。それから、津久見市は、現在、検討中。豊後大野市は、平成23年6月からケーブルテレビで中継をやってあります。タブレットの端末の導入はされていますかということですが、これについても、そこに回答をいただいたとおりであります。

各議会とも意見交換をしましたが、その意見交換での質疑はそこに書いてあるQAのとおりであります。

今回の議会運営委員会視察研修では、人口構成が類似する3議会を選定いたしました。人口が3万1,000人程度ということですので、特に大分でそういう市を選定しましたが、最初は大分県の国東市議会にお願いしておったわけですが、ちょうど7月8日、9日が国東市議会もほかの市議会の研修ということになりましたものですから、急遽国東じゃなくて津久見のほうに変更しましたので、津久見だけが人口が1万9,000ということでございましたけれども、大体大きい議会を視察してもなかなかマッチしないところがありますものですから、人口の類似した市議会を選定したというのが理由でございます。

特に常任委員会での報告書作成質疑では、3市議会とも事務局が作成しているとの回答であったために、議会事務局職員等の配置状況の説明を受けましたが、豊後高田市議会及び豊後大野市議会は、職員定数7名——議会事務局の職員定数であります。職員定数7名に対し正職員5名、津久見市議会では、定数6名に対し正職員4名が配置されておりました。

参考のために、豊後高田市であります。年間予算が164億8,792万4,000円ですから、ほぼ、うきは市と変わりませんが、議会費というのは1億9,182万5,000円、1.2%ということでございました。それから、津久見市は人口が少ないために、予算総額では108億4,100万円でありましたが、議会費は、うきはとほぼ変わらず1億4,138万8,000円、1.3%と。それから、豊後大野市は、人口はそこに書いてありますように3万8,000人ですが、一般会計の予算は244億2,000万円、議会費は2億2,351万8,000円ということで、パーセントでいきますと0.9%でありますけれども、議会費は2億2,300万円というような、とてつもない金額が構成されておりました。

そこで、うきは市議会では、合併当初から議会事務局というのは正職員3名を配置して、それ以外には毎年度臨時職員1名を雇用してきましたが、各年度、常時臨時職員で対処しているということは、正職員が不足していることが明白であって、この事態を解消するためには、正職員の増加が必要であります。うきは市議会基本条例に規定した議会活動及び議員活動の向上を図るためには、事務局職員の助言及び指導が必要であり、条例の目的達成のためにも事務局職員の増員をぜひとも実現していただきますように、議会運営委員会として議長及び市長に対して強く要望いたします。

以上、議会運営委員会での閉会中の調査事項の報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 1つだけお尋ねいたします。

議会運営についての②であります。特別委員会を設置しているというところも同じよ

うであります。豊後高田市は監査委員会を除く議員全員での審査を行っている。それから、豊後大野市は議長と監査委員を除く議員で審査を行っている。それから、津久見市はどうであったのかということが1つと。

それから、監査委員が出席してないときの、1つは、特別委員会で審査の内容を把握するというのも意義があるとは思っているんですけども、何かその間に、出席されない期間、その間、何か特別仕事をなされているか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○議会運営委員長（三園三次郎君） お答えを申し上げます。

2ページの議会運営について②ですが、予算、決算の審査はどのようにされていますかという質問の中で、文書では回答をいただかなかったけれども、実際、向こうでお尋ねしましたら、そこに書いてありますように、豊後高田市については、監査委員を除く議員全員で決算のほうは審査をやっておりますということです。

じゃあ、その間、監査委員はどうされておりますかということ、議会での一般議員の質問の状況を把握するために傍聴席で傍聴していただいております。または、監査委員室に控えていただいておりますというような回答をいただきました。だから、決算審査があつて自由というのはきかないということでした。

それから、津久見市は監査委員も含めて決算審査もやっておりますということです。

豊後大野市は特別委員会が出来ますものですから、決算委員会では議長と監査委員を除く議員での特別委員会を設置して審査を行っております。豊後大野市でも、その審査中については、監査委員も市役所には出てきていただいて待機をしておりますというような回答をいただきましたので、そのようにお答えをさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で議会運営委員会の調査報告を終わります。

---

## 日程第7. 決算特別委員会の設置について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第7、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。平成26年度うきは市一般会計歳入歳出決算並びに特別会計歳入歳出決算の審査を行うため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員による決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。決算特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決定しました。

決算特別委員会の委員長に14番、高山敏枝議員、副委員長に12番、大越秀男議員を指名して決定します。

---

### 日程第8. 決算特別委員会への議案審査付託

○議長（岩佐 達郎君） 日程第8、決算特別委員会への議案審査付託を議題とします。

お諮りします。議案第67号平成26年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第75号平成26年度うきは市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についての9件を決算特別委員会へ審査付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号から議案第75号までの9件を決算特別委員会へ審査付託することに決しました。

ここで暫時休憩とします。11時10分より再開します。

午前10時58分休憩

-----  
午前11時10分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

---

### 日程第9. 報告第4号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第9、報告第4号平成26年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 報告第4号でございます。議案書1ページでございます。

議案書1ページの朗読は省略をさせていただきます。

なお、事前配付資料で、平成26年度財政健全化判断比率算定資料と書かれた資料をお手元をお願いいたします。

まず、この財政健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の公表につきましては、平成18年度の北海道夕張市の財政破綻をきっかけとして、翌平成19年に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、同法第3条の規定によりまして、各地方自治体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、監査委員の審査を受け、速やかに議会に報告し公表することが義務づけられたものでございます。

議案書2ページをお願いいたします。

まず、財政健全化比率については4つの指標がございます。表の左に記載している実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率でございます。これらの比率が一定の基準を超えると、例えば、表の中央の早期健全化基準を超えた場合、その地方公共団体は、財政健全化計画を策定して県や国への報告が必要となります。また、その右の財政再生基準を超えた場合は、総務大臣の許可を受けなければ地方債の発行ができなくなるなどの制約が科せられることとなるところでございます。

それでは、配付資料の平成26年度財政健全化判断比率算定資料7ページもので説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページをごらんください。

実質赤字比率についての計算方法についての説明でございます。最上段に計算式を示しております。実質赤字比率は、下段にあります標準財政規模、いわゆる標準税収入、普通交付税、臨時財税対策債の合計である91億5,778万2,000円を分母といたしまして、一般会計等——一般会計等の中には、うきは市の場合、一般会計及び住宅新築会計、それから自動車学校会計が含まれます。この3会計の実質赤字を分子といたしまして割り出し、算出するものでございます。

本市の場合、分子に当たります一般会計、住宅新築会計、自動車会計3会計の実質の合計額は、中段の表の右下の合計欄のとおり5億7,085万2,000円の黒字でございます。したがって、上段の式の分子に該当する数値がありませんので、議案書の2ページの実質赤字比率の欄は横棒のハイフンで表示をしておるところでございます。ここにつきましては、実質収支額が赤字になった場合に値が出るものでございます。

なお、資料の1ページの2行目の早期健全化基準の13.49%が、その右の式で算出された本市の標準財政規模から算出された早期健全化基準値でございます。早期健全化基準値につきましては、施行令第7条によりまして、市町村においては11.25%から15%の範囲であることが定められております。本市の場合、そこに示された式によりまして13.49%でございますので、その基準内にある状況でございます。

次に、説明資料の2ページをお願いいたします。

連結実質赤字比率の計算方法でございます。連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象として実質赤字比率を求めるものでございます。本市の場合、説明資料の2ページの中段の表にありますように、一般会計等——一般会計、住宅会計、自動車会計を含みます。それから、一番下の簡易水道会計までの全会計の実質収支の合計額が、表の右下の合計のとおり6億128万9,000円の黒字でございます。したがって、計算式の分子に当たります連結実質赤字額がありませんので、議案書2ページの連結実質赤字比率の欄は横棒のハイフンで表示しております。

また、連結実質赤字比率の早期健全化基準は、施行令第7条により、市町村においては実質赤字比率の基準に5%をプラスした16.25%から20%の範囲であることが定められております。本市の場合、18.49%でございますので、その基準内にある状況でございます。

次に、資料の3ページをお願いいたします。

実質公債費比率に関する計算式の説明でございます。実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等——本市の場合、先ほど申し上げました一般会計、住宅会計、自動車会計、3会計の合計でございます。が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。計算式につきましては、資料の3ページの中段に示しております式で求めるものでございます。①から⑱に当たります数字を4ページの該当する数値を当てはめて算出し、3カ年の平均値で算出するものでございます。本市の場合、4ページの中段の一番右側に示しておりますとおり、3カ年平均値は10.0%となっております。早期健全化基準の施行令第7条の25%及び財政再生基準の施行令第8条の35%を下回っており、基準内の数値でございます。

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。

将来負担比率についての説明を申し上げます。将来負担比率の計算方法は上段の式に記載しておるとおりですが、将来負担比率は、一般会計等や特別会計に加え、関係する一部事務組合や市が出資している法人等も含めて、市が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をあらわすものでございます。早期健全化基準は、施行令第7条によりまして、市町村においては350%と定められております。本市の場合の計算方法について、資料の5ページから7ページまでに対象の団体及び関係数値を上げ、7ページの下段でその計算方法による算式を示しております。結果として、本市の将来負担比率は、7ページ下段の四角にあります数値のように11.5%でございます。これは早期健全化基準であります350%を大きく下回っておる状況でございます。

議案書に戻りまして、2ページでございます。

2ページに記載のとおり、本市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準の正常値内におさまっており、現時点で

は健全と言える状況でございます。

続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

平成26年度の公営企業会計にかかわる資金不足比率について説明を申し上げます。

公営企業の健全化に関しては、事業規模に対する資金不足額の割合である資金不足比率を適用することとなっております。事業規模は、各会計の公営企業決算状況調査の営業収益額が事業規模となり、計算式の分母となります。そして、歳出額から歳入額を差し引いた資金不足額が分子となり、割り算して資金不足比率を算出するものでございます。この資金不足比率については、早期健全化基準が施行令第19条により20%と定められておるところでございます。

議案書の3ページの表の下の下水道会計を例にとりまして説明を申し上げます。

歳出額(1)、これは平成26年度の公営企業決算状況調査の歳出決算額であります13億2,108万2,000円が計上されます。

算入地方債(2)は、建設改良事業以外に充てた地方債、例えば、退職手当債などが対象ですが、本市の場合、負債がありませんのでゼロとなります。

次の歳入額(3)につきましては、(1)と同様に、公営企業決算状況調査の歳入決算額、13億3,372万2,000円が計上されます。

次の繰越明許費繰越額(4)は、翌年度に繰り越すべき財源を計上するものですが、平成26年度は該当がありませんのでゼロとなります。

次の資金不足、それから剰余金(5)の欄には、計算式が示しているように、歳出額に算入地方債を加えたものから、歳入額より繰越額を差し引いて得た数値を控除して算出します。資金不足の場合は正の数値で、剰余金の場合は負の数字であらわすところでございます。本市の場合、下水道会計は剰余金でございますので、マイナス1,264万円が計上されております。

次の事業規模(6)は、公営企業決算状況調査の営業収益に相当する収入額から受託工事収益に相当する収入額を控除した数値が計上されます。下水道会計では、使用料等の3億3,976万9,000円が計上されます。

そして、一番右の資金不足比率の欄は、式が示しますように、(5)の資金不足額を(6)の事業規模で割って算出をしますが、本市の場合、(5)が剰余金でございますので、分子に当たる数値がありませんので、ハイフンで表示をしておるところでございます。

あとの農業集落排水事業特別会計、浄化槽整備事業特別会計、簡易水道事業特別会計も同じ計算方法で算出をしており、いずれの会計におきましても、資金不足は生じていない状況でございます。

以上、本市の各健全化判断比率及び公営企業にかかわる資金不足比率について、早期健全化基準及び財政再生基準とも正常値の範囲にあり、現時点におきまして、比較的健全な状況にあると

判断されるところでございます。しかしながら本市の場合、歳入の多くを依存財源に頼らざるを得ない状況は今後も続くものと予想しております。今後とも財政の健全化に向けて、引き続き努力をしていくことが大切であると考えております。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の財政健全化審査意見書及び公営企業経営健全化審査意見書に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） この式でいきますと、うきは市の場合は資金不足というのは絶対生じないということであるわけ。というのが、歳入の中には一般会計からの繰り入れも入っている。そして、借金ももちろん入ることになるわけですね。足りないから一般会計から繰り入れをやっている。ところが、歳入の中にはそれは入ってきますから、全然資金不足というのは起こらないということであるわけ。

実は23年ですか。私ども夕張に行つてまいりました。夕張で赤字が出たのは、これと同じようなことをやつとったわけですよ。だから、長年赤字が表面に出てこなかったということなんです。年度末になると一般会計のほうから貸付金ということでぼんと来て、不足分を補つとる。あと新年度予算がスタートすると、その新年度予算の中から一般会計に貸付金を返済するという方法でいくもんですから、帳簿上では絶対赤字にならんという方法でいつとったけれども、あの18年に赤字が発覚して、人口10万人の夕張市が今では1万人を割って9,000人台になってるわけですよ。そういうことですから、この方式でいくと絶対に赤字には結びつかないという方式で計算されてありますから、健全でありますという報告しかやれないことになってあります。

そこで、まず説明資料の中で、2ページで、下水道事業特別会計の歳入総額が13億3,372万2,000円になってありますが、これは、実際はゼロになるんじゃないですか。この2,000円ですね。それから、歳出総額も決算書とは違つてるわけ。13億2,108万2,000円になってありますが、決算書は8万円でしょう。それから、その下の農業集落排水事業特別会計、歳入総額が2,893万1,000円、これは2,893万ゼロということでしょう。それから、差引額のところも違つてくるわけですね。328万8,000円になってありますが、これ7,000円。なぜこのような修正がなされてあるのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

それから、これは監査委員からも出てありますから、また決算特別委員会の際に監査委員にお尋ねしようと思つておりますけれども、5ページの中で、将来負担額の中でハですが、一般会

計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込み額と出てあるわけです。例えば、平成26年度の下水道事業特別会計の元金は4億1,815万2,383円ということになっている。つまりこれが払えないから、一般会計からは26年度6億3,000万円の繰り入れをやってありますよ。下水道事業で払えないから。ところが87億9,905万円という金額の算式ですね、どのようにしてこれが出てあるのかどうか。

それから、今申し上げますように、26年度の特別会計繰入額を見ますと、下水道事業特別会計では6億3,000万円、それから、農業集落排水事業では2,100万円ですね。浄化槽整備事業特別会計では2,400万円、簡易水道事業特別会計では200万円の繰り入れをやってありますが、合わせて6億7,700万円の繰り入れの中で法定繰入額は幾らなのか、法定繰入額。法定外に繰り入れるということは資金が足りないから繰り入れてるわけでしょう。その額を示してほしいと思います。

以上、3点ですか、回答をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 夕張市の関係、視察をされたということで、私もインターネットでわかる範囲内で夕張市の実情等を調べてみたところでございます。非常に夕張市におきましては旧産炭地ということで、非常に大きな炭鉱があったのが全て閉山して、そういったところに住まわれていた方が一斉に転出されて、そういった炭鉱会社が持っていました住宅とか病院、そういったものを市が買い取り膨大な負債をつくっていった。そういった中で、どうしても平成18年に再建団体を宣言しなければいけないような状態に陥ったというような状況を知ったところでございます。

議員おっしゃるように、一般会計が今、余裕があるから、特別会計に繰り入れをしておるという状況でございますけれども、この判断基準におきましては、要するに一般会計自体がそういった余裕がある状態でございますので、全体としてこの審査基準は満たしております。そういったことで、うきは市の財政状態が健全であるということで説明を申し上げたところでございます。

それから、資料の2ページの関係の、連結赤字額の各会計の下水道会計関係の歳入総額と歳出総額、そのあたりが違っておるのではないかという御指摘でございますけれども、こちらのほうは端数処理の関係で、その違いが出てきておるところでございます。こちらにつきましては、別に決算状況調査という報告書を出しております。そちらの関係の数値をこちらのほうに上げております。1,000円以下の端数処理の関係で、そういった違いが出てきておるところでございます。

最後の御質問の5ページのハの欄の下水道会計の繰入金関係の法定内の関係につきましては、ちょっとここでは資料を持ち合わせませんので、後で回答をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一般会計に余裕があるから繰り入れをやっているからということではありますが、決して一般会計も余裕はないんですよ。余裕がないから基金繰り入れをやったりするわけなんですよ。

そこで今、2ページの中で、端数切り上げをやってるから金額が違うということでしょう。下水道事業特別会計。皆さん方が出してる26年度の決算書、申し上げますか。26年度うきは市下水道事業特別会計歳入歳出決算書、歳入決算額が13億3,372万234円を何で端数切り上げで2,000円上がってくるわけですか。その端数計算の方法を教えてください。230円を切り上げるために、これが2,000円になるという、その計算方法ですよ。すばらしい電卓があるようですから、その電卓を見せてください。どうしてそういう切り上げになるか。

それから、農業集落排水事業ですよ。そこに書いてあるのは2,893万1,000円でしょう。決算書ですよ。2,892万9,992円ですから、992円は切り上げるのはわかるんですよ。だから、切り上げとりゃあ、2,893万円になるわけですよ。それが2,893万1,000円になってあるから、なぜこのように違いますかということですよ。切り上げ方式を、ぜひ御教示をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 資料につきましては、県に報告しております公営企業決算状況調査という複式簿記の計算書に基づいて報告をしております。そちらからこちらの数値を上げております。詳細について、その端数処理の違いでこういった関係が出てきておりますので、調べさせていただきたいと思います。わかりましたら御報告をします。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 県に報告しとるということは、これと違うということを報告してるということですね。皆さん方が渡している決算書とは違う金額を報告してるということでしょう、県には。なぜそういうことをしなきゃならんわけですか。じゃあ、この後やり直さない。県に報告してる資料、この決算書と違うんだったら。私どもが皆さん方からいただいている決算書、間違いはないと思ってるわけです。また監査委員の監査の中にもきちんと書いてある。間違いはないから。その間違いがないのが間違ってるということだったら、正しい決算書を出してください。じゃないと今度の決算審査できませんよ。違う資料を持ってきて、これで審査をやってください、とんでもないことですよ。正しい資料を出してください。今度の11日の決算認定の初日までにですよ。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） ちょっと説明が、決算書の数値が正しい数値でございます。こちらの算定につきましては、先ほど説明で申し上げましたけれども、市が行っております公営企業につきましては、公営企業決算状況調査というのを県のほうに提出しております。そちらにつきましては、その数値がこの合計と四捨五入の関係で合わないというふうに説明したとおりですけど、その詳細については、なぜ合わないかを調べさせていただきたいと思います。決算書に出した数字が市としての決算額の数値でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 後で報告ということで。次、7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 2点ほどお尋ねをします。

三園議員と基本的に重複する部分もありますが、まずお尋ねしたいのが、資料の4ページ。

3カ年平均の実質公債費比率、今回26年度の決算では10.0ですね。平成24年度が11.1、25年度が10.9、これは望ましいことですが、どんどん下がっております。

それから7ページ、将来負担比率、これが平成24年が37.1%、25年が21.1%、今回が11.5%と、かなり数値としては下がってきております。お尋ねしたいのは、この要因についてお尋ねしたいんですが、いずれにしても三園議員からありましたとおりに、このややこしい算式を私たちの持っている資料なり能力では、これを出すというのはちょっと困難です。これは説明を受けるしか正直ありません。ただ、おっしゃるように、例えば、将来負担比率の350という基準で、うちは11.5と。どう見ても、夕張の話じゃありませんが、やはり特会を含めて300億円近い負債を抱えながら、こういう低い数字というのがうちのうきは市の財政として非常に安心していいですよという数字になるんですが、その辺はいかがなんでしょうかね。その辺ちょっとアバウトというか、余りにも現実的でないような質問になりますけども、その辺を財政課長がどう感じていらっしゃるのか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） まず、資料の4ページの関係でございます。前年度が11.1から今年度10.0、改善しておる状況でございます。

改善の要因につきまして、私もちょっと調べてみました。要するに分子に当たる部分、一番上段で1から7までになるんですけども、その⑥の内訳が下の参考という表にまとめてございます。左から3番目の国営土地改良事業並びに独立行政法人等々書いてございます。この分の25年度が1億9,697万8,000円から26年度7,650万円に、約1億2,000万円下がってきております。これは、うきは市で言いますと、耳納山麓パイロット事業、これの負担が大幅に軽減しておると。この関係で分子のほう小さくなっております。そういった関係で今年度10.0と、大きな減少要因がここにあるところでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

7ページの11.5%に減少しておる要因ですけれども、前年度が21.1%でございました。その要因につきましては、将来負担比率の5ページをごらんいただきたいと思います。

この中の一番下段の欄のニ、うきは久留米環境施設組合の分の組合の残高と、それから負担見込み額が書かれております。うきは市の場合が6億6,209万9,000円となっております。下のほうが久留米広域市町村圏事務組合——これは広域消防関係でございます。上のほうが、御存じと思いますがRDFの関係でございます。この分が、昨年が、うきは久留米環境施設組合のほうが8億1,128万7,000円でございます。それが6億6,209万9,000円に下がってきております。この分だけで1億4,918万8,000円下がってきております。広域消防のほうは、逆に昨年が4,921万5,000円だったのが、今回9,155万1,000円になっております。こちらはふえております。しかしながら、差し引きしますと1億685万2,000円、これも分子になる部分が減少しております。将来負担比率の減少の要因が大きいところは、この部分でございます。

それからもう1点が、先ほど申し上げました口の部分にかかわりますけれども、債務負担行為にかかわる支出予定額——これが耳納山麓の関係で、前年度より9,159万8,000円下がってきております。これも分母を小さくしておる要因でございます。この2つの要因で、今年度、将来負担比率が改善されておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第4号の報告を終わります。

---

## 日程第10. 報告第5号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第10、報告第5号うきはの里株式会社の経営状況についてを議題とします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） それでは、うきはの里株式会社の経営状況について説明をいたしたいと思います。議案書の朗読については省略させていただきます。

お手元のほうに配付しております第17期定時株主総会議案書、こちらのほうに基づきまして、うきはの里の経営状況について御報告をさせていただきます。

内容につきましては、この議案書については、いろいろ事業方針とかそういったこともございますけど、今回につきまして、経営状況について要点のみの報告ということにさせていただきます。

いと思います。

まず初めに、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

今回、報告いたします第17期につきましては、平成26年4月1日から平成27年3月31日までが対象の期間ということになっております。

3ページの初めに事業報告、事業の概要でございます。こちらのほうにも書いておりますように、国内の経済情勢というのは、今、アベノミクスということで、緩やかな回復傾向にあるというふうに言われておりますけど、やはり消費税が8%に増税されたというところで、まだまだ消費動向というのは厳しい状況が続いておるといふふうに感じております。そんな中でブドウ、柿、桃等につきまして、昨年の7月、8月の日照不足とか長雨、こういった影響が心配されておりましたけど、当初、一応販売目標を立てておりますけど、その目標は達成することができております。まだ、野菜のほうの関係につきましては若干やっぱり伸び悩んでおりました、昨年並みでの推移ということになっております。

そんな中、ことしの1月末に重点道の駅ということで、道の駅うきはが全国35カ所の1つに選定されました。そういった関係で2月、3月につきましては、若干であります客数が伸びてきておるといふところであります。この状況につきましては、本年度になりましてもまだまだ若干影響がありまして、本年度3月以降につきましても、客足は、若干伸びてきておるといふ傾向が続いております。

続きまして、2番目の実績推移でございます。

平成26年度1年間の売上状況ということ考えた場合につきましては、この実績推移に書かれております数字を十分御理解いただければ、大体1年間の売り上げというのが御理解いただけるのかなというふうに思いますので、そういった観点で見ていただきたいと思います。

まず、総売上金額でございますけど、8億4,206万8,000円ということになります。これは前年比というところで書いておりますけど、108%となっております。これ、平成24年度に北部九州豪雨災害、それで平成25年度落ち込んだというふうに傾向がありましたけど、これが今年度108%に、さらに伸びてきたというところで、ようやく平成24年度の災害から若干復興がなされてきたと言えるんじゃないかなというふうに判断しておるところであります。

次の行です。

売上総利益としては1億6,208万8,000円となっております。これ、先ほどの総売上金額から仕入れなどに係る売上原価——俗に言う、農家のほうが出荷しておりますので、農家の皆さん方に支払う分、これを差し引いた金額というのが、この売上総利益ということになります。

その下の行でございます。

販管費及び一般管理費等の経費関係に係る金額ということになります。これは上段の売上総利

益から差し引きますと下の欄の営業利益となりますけど、2,677万7,000円となります。この営業利益というのが、実質的な物産等の販売による利益と考えていただければいいのかなと思います。これにつきましては前年比140%となっており、こういったことから考えましても、確実に平成24年度災害からの復興というのがなされてきておるということを示す成果ではないかと考えておるところです。

続きまして、預金利息等の営業外収益と、それに加えて、その下の段の営業外費用、これを差し引きますと、そして先ほどの営業利益に加えますと経常利益ということで、昨年1年間の経常利益というのは2,778万円というふうになるところであります。さらには、この経常利益より特別損失1,532万6,000円と、これを差し引きますと、当期利益というのは1,245万4,000円となるところでございます。これが前年比109%となっております。この特別損失というのは何かなというところでございますけど、これは例えば、うきは市への寄附金、毎年市のほうに寄附をしていただいております。こういった部分がこの特別損失に該当するということとなります。

今、この3ページの実績推移、これを説明いたしたわけでございますけど、これの詳しい内容、この内訳等がお手元の議案書の中では10ページの損益計算書、この中に示されておるということで御確認いただきたいと思います。後で損益計算書の簡単な御説明はいたしますけど、そういうふうに御理解していただきたいと思います。

また、3ページの実績推移表の下段4行、利用者延べ人数というところ、これは、参考までに利用者の延べ人数を記載させていただいております。物産館、ファースト、レストラン、こういったものを合わせますと60万2,801名、これはあくまでレジを通過された人数のカウントであります。大体道の駅は1人で来られる方はほとんどいないというデータも出ておまして、平均2人ということでいけば、これを2倍すれば、約120万の方が年間道の駅には訪れておるというところが御理解いただけるのではないかなと思っております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

これは株式の状況でございます。1株5万円というところで、それぞれ出資株の株数を記載しております。

続きまして5ページ、6ページ、7ページでございますけど、こちらのほうの関係につきましては、経営状況とは直接関係がございませんので、説明のほうは省略させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、8ページからの決算報告であります。

9ページをまず、見ていただきたいと思います。貸借対照表となっております。この貸借対照表につきましては、平成27年3月31日の財務状況をあらわすというふうに御理解いただきたい

いと思います。

まずは、左側が資産の部であります。資産の部につきましては、流動資産といたしまして、全体で2億6,021万2,749円というふうになっております。下段に記載されておりますのが、その内訳でございますが、主なものといたしましては、現金及び預金、売掛金、こういったものが主なものであります。

次に、表の中ほどでございますけど、固定資産の関係でございます。金額が1,332万826円でございます。これにつきましては、建物、構築物、備品等、こういったものが固定資産として上げられておるといふところになります。昨年もありましたけど、この中で什器備品等というところにつきましては、減価償却等が済んだものについては資産価値が下がってきますので、そういったことで固定資産のほうは減少というふうになってくるというふうになります。そういったものを合わせまして、一番下の欄、資産の合計というの、現段階では2億7,363万8,575円となっております。

続きまして、次に右の欄、負債の部でございます。

負債の部は全体で5,247万4,187円となっております。内訳といたしましては、流動負債と固定負債とあるわけでございますけど、流動負債のほうで4,682万2,714円となります。これは買掛金や未払い金、そういったものが流動負債となっております。固定負債のほうにつきましては565万1,473円ですが、主なものとしては、退職給付の引当金とか預かり敷金等、こういったものがこれに該当するということになります。

続きまして、右側下段の純資産の部、こちらのほうの関係でございますが、これが一応会社の資産ということになってくるかと思うんですけど、資本金につきましては1億円、これは変わっておりません。利益剰余金の関係でございますけど、こちらのほうの関係の説明については、15ページをお開きいただきたいと思っております。

15ページのほうに利益準備金として2,500万円、その他利益剰余金が9,616万4,388円、合計1億2,116万4,388円となっております。これに資本金を加えますと、純資産合計として2億2,116万4,388円となっております。この15ページの内容については、また後ほど御説明申し上げたいと思っております。

なお、繰越利益剰余金でございますけど、前年度が1,168万7,550円でありましたので、比較しますと、今年度分147万6,838円程度増加しておるといふところになっております。

この貸借対照表の一番下段であります資産合計と右のほうの負債・純資産合計、これを比較していただきますと、同じ金額になるというところがございます。

続きまして、10ページと11ページの関係であります。

これは先ほど説明いたしました3ページの実績推移の具体的な内容を示したものでございます。

3ページのほうで出てきました数字、例えば、売上原価とか販売費及び一般管理費、こういった金額が10ページのほうの金額のところに表示されておりますので、この数字とこの3ページで表示されておる数字、これを比較していただければ結構かなと思います。単位が円と、3ページの場合は1,000円になっております。端数の分については丸めておる分がございますので、そちらはそういったことで理解していただきたいと思います。

11ページは、さらに販売費及び一般管理費、これが非常に科目が詳細に分かれておりますので、それを科目ごとに示した分でございます。販売費及び一般管理費の12ページのほうまで続くわけですが、これの合計が1億3,531万1,321円で、10ページの中ほどにあります販売費及び一般管理費、右端で1億3,531万1,321円というふうはこちらのほうに出てくるといふふうに見ていただきたいと思います。

10ページのほうに、一番最後の下段のほうになりますけど、当期純利益金額が出てきているかと思えます。これが1,245万3,609円と、これが税引き前当期純利益金額ということで出てきております。これから法人税、住民税及び事業税というのが397万6,771円かかりますので、この分を差し引いた分が最終的な純利益というところで847万6,838円、これが平成26年度におきます最終的な純利益というところになります。この847万6,838円というのが、先ほど言いました15ページの利益剰余金の当期純利益の欄に示されるということになります。

続きまして13ページ、14ページ、非常に細かい数字で見づらいかと思えますけど、これは先ほど10ページのほうで示しました損益計算書、これを月別の内訳ということで、前年対比の一覧表として示しておるところでございます。これは資料としてつけておるわけですが、これが損益計算書の月別の動向を知る資料ということで、何月が一番お客さんが多いとか、売り上げが多いとか、そういったことがこれを見ることによってわかりますので、そういった資料ということで参考までに後で見ていただきたいというふうになっております。

続きまして、先ほどから説明しております15ページ、ここが一番の分になりますけど、株主資本等変動計算書でございます。これにつきましては、先ほどの貸借対照表の純資産の部における変動額のうち、主として株の資本の各項目の変動事由を把握するために作成するものでありまして、これは会社法に基づき作成される財務諸表ということになっております。

表の一番下段を見ていただきたいと思えます。当期末残高ということで、まず、資本金、これが1億円、これは変わっておりません。その隣の欄の利益準備金ということで2,500万円上がっておるわけですが、これは商法の規定によりまして、資本金の4分の1を株式会社が積み立てていかなければならないというところで、毎年1億円が変わりませんので、ここの利益準備金2,500万円というのが出てくることになります。それで、額については昨年と同様という

ところでございます。

次に、その隣の欄になりますけど、別途積立金ということで、ここの分については、毎年利益の中から500万円積み立てをしております。そこで、こちらのほうで500万円と。1番、当期首残高というところで7,800万円ありますけど、それに500万円また今年度積み立てをして、当期末の残高としては、ここが8,300万円になるというところで、合計8,300万円の積み立てがあるということになるわけでございます。

次に、その隣の欄ですけど、先ほどの10ページの中でありましたように、当期純利益847万6,838円、これから別途積立金、先ほど500万円積み立てをしております。この500万円と、その右のほうになりますけど、三角で200万円出てきてるかと思えます。これは、株主への配当金を毎年200万円配当しておりますので、その配当金。これを合計した金額で500万円と200万円の配当がありますから、この利益の中からそれを足した分、700万円を差し引いた金額ということで、それが147万6,838円となりますので、これが期首残高と合計いたしまして、期首残高の1,168万7,550円、これに147万6,838円を合計いたしますと、期末の残高としては1,316万4,388円というふうになるということでありまして、これを合計いたしますと1億2,116万4,388円となりますので、資本金とこの利益剰余金、これを合計いたしますと、株主の資本合計としては2億2,116万4,388円ということになると。これが、先ほどの9ページの貸借対照表に出てくる金額ということで、前に戻ったり後ろに下がったり、大変わかりづらいかと思えますけど、この2億2,116万4,388円というのが、先ほどの貸借対照表で言います純資産の合計額になるというふうなことで御理解いただきたいと思えます。

以上が、うきはの里の経営状況の報告であります。

あと、ほかに16ページ以降、資料としてついておりますけど、こちらのほうにつきましては、会社の会計方法や取締役名並びに監査の結果であるとか、平成27年度の事業計画案、こういったものが記載されております。こちらのほうにつきましても、この議案書にのっとって平成27年度も経営をしていく考えでございますので、あと参考までにごらんいただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、地方自治法第243条の3第2項で定められております経営状況の報告を終わりたいと思えます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） お尋ねします。

総売上が順調に伸びているということは高く評価したいというふうに思います。とりわけ企業

努力で大きく左右する経常利益、上げることが重要な評価ポイントでありますので、過去3年間はこちらでわかりますが、できれば5年間ぐらいの推移がわかれば教えていただきたいと。つかんでなければ、後でも結構でございます。

それから、特別損失の1,532万6,000円は主に寄附金だろうというふうに思いますが、その内訳と。

それから、その寄附金が現在どのくらいたまっているのだろうか。将来、これを有効活用していただきたいと思うんですけども、どういうものに使おうと今、考えておられるか、もし考えておられることがあればお尋ねしたい。

以上。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 過去5年間の実績等につきましても、きょう、こちらの手元のほうには資料はございませんけど、それはわかりますので、また後日に提出をしたいというふうに思っております。

それと、特別損失金の内訳というか中身を御質問ありましたけど、議案書のほうの10ページを見ていただきたいと思います。ここに書いてあります下段から7行目、特別損失と括弧書きをしてありまして、その下に書いておられますのが内訳になります。寄附金が1,201万円、それと前期損益修正損、これが8万8,917円と、退職給与引当金繰入額と、あと特別減価償却費、こういったことが特別損失ということで、これを合計いたしますと1,532万6,332円ということになっております。

それから、寄附金の金額でございますけど、現在までで2億5,286万6,750円ということで寄附金の積立額としてなっております。ただ、その中では、例えば、道の駅の改造工事であるとか、いろいろ改造工事を行った際には、その寄附金の中から使用しておるといふような状況がございます。

それから、先ほど過去5年間というふうなところで出ております。まず、純売上高の関係でございますけど、平成22年度から申し上げたいと思います。平成22年度が7億7,351万9,000円、平成23年度、8億2,237万円、平成24年度——これが北部九州豪雨災害の年でありますけど、7億9,780万4,000円、平成25年度が今、書いてあると思いますけど、7億8,430万1,000円、平成26年度が8億4,206万8,000円という状況になっております。

それから、売上原価を引きました売上総利益の関係でございますけど、平成22年度が1億3,794万8,000円、平成23年度が1億4,384万3,000円、そして、平成24年度が1億3,989万3,000円、平成25年度が1億4,503万6,000円、平成26年度が

1億6,208万8,000円というふうになっております。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 各部会に利益が上がった分を還元してるというようなことをちょっとお聞きしてるんですが、奨励金を渡しているとか、そういうのをお聞きしたんですが、大体幾らぐらい渡して、どういう使い方をされているか、それだけで結構ですので。生産者に対する還付。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 部会に対してそれぞれ幾ら渡しているかというのは、こちらのほうでそこまで今、把握しておりませんので、再度確認をして御報告したいと思います。奨励金の関係でございますけど、これは昨年質問の中でも出ておまして、この奨励金等につきましても、当初、各部会のほうで売り上げの目標数値というものを立てていただいて、その目標を達成したような部会というか、やっぱりことはこれだけ売り上げをしたいというふうないろんな目標で、部会のほうでいろいろ努力をしていただいております。そういった中でそういった数値を達成したところを奨励金みたいな形で出しておるというふうに聞き及んでおるところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） さきの15号台風については、市長のほうから話があつておりましたように、農産物の中で特に梨が落ちたということで、すばやく対応していただいて、生産者としても、やっぱり少しでもお金になるということでありがたかったというような意見も聞いております。

それでは、今、課長のほうから経営内容の説明がありましたけれども、担当課長から見れば、この売り上げが伸びたという原因は重点道の駅にというようなことを言われましたが、それだけじゃないんじゃないかなど。ほかの直売所も売り上げが伸びておるところはありますから、そこら辺の分析なりを聞かせてもらいたいというふうに思います。

それから、次に、副市長に道の駅の取締役という立場もありますから、ちょっとお尋ねしたいと思っておりますけれども、順調に売り上げも伸びておるし利益も出ておるということで、この利益の配分についてお尋ねしたいと思っておりますが、例えば、JAの場合では3分配方式ということで、1つには農家組合員への還元、それからJA内部での留保ですね。それから、3つ目には職員への還元というような、あらかじめ決められた方法によって剰余金の処分をしていくわけですが、株式会社になりますと、どうしても出資配当というのが一般の企業では重点になるというふうに思いますが、その利益の配分の中で、道の駅については一般の企業というわけにはいかんもんですから、1つには出資者、それから利用者への還元といえますか——今、奨励金の話も

出ておりましたが、そういったことで、出資配当が2%から3%というようなことがこの資料の中に出ておるようでございますし。

内部留保につきましては先ほど出ておりましたが、将来的に会社を存続、発展させるためには内部留保が必要だというようなことはわかりますけども、この積立金が従来どおり500万円ということで、合わせますと8,300万円ということになっております。これはほかと比べてもっと内部留保なり積立金というのは、私は将来的に考えるとふやすべきだという考えを持っております。

あと、職員への還元についても、これは資料の中に賞与あたりで還元をしていくというようなことになろうと思いますので、そういった大きな3つの考え方によりますと、寄附金については700万円が1,200万円ですか。そういうことになっておるが、私、副市長の立場ですと、それは、寄附金は多いほうがいいというふうに思いますけれども、一方、取締役という立場から見ると、むしろ寄附金は前年並みでいいっちゃねえかなと。むしろ積立金をふやすべきだというような考えを持ってありますが、そこら辺の取締役としての考え方なりをお聞かせ願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） まず、最初のほうに私のほうの御質問がありました。

重点道の駅になったからというだけの判断では甘いのではなかろうかということですが、決してこちら、重点道の駅になったからという判断で売り上げが伸びたというふうには全く思っておりません。これは先ほど経過の中でお話ししましたように、重点道の駅になったのは1月末に重点道の駅に選定ということで、ただ、今現在の状況、2月、3月、それから4月、5月、6月と経過しておりますけど、確実に客足は伸びてきておるといふ報告を受けております。これは、1つには重点道の駅という、さらに道の駅うきはというものの知名度をアップさせるというか、そういう効果もあっているのではなかろうかということでお話ししたところでございます。

あくまで、このお手元の議案書の7ページにありますように、平成26年度事業の実施状況というところで、道の駅のほうでいろいろやっていただいております。1番にあります出荷者の商品品ぞろえ対策とか販売促進戦略、やっぱりこういったことを確実に実践してきた成果、これが販売を伸ばしてきているのではないかとこのように考えております。特にこの前から重点道の駅の関係でアドバイザー等も中に入れていただいて、今後どういうふうなことに注意していったらいいのかというお話もいただいたわけですが、その中で、一番最初に言われたのは品質管理と。やっぱりこの道の駅で販売するものの品質管理、これが一番ですと。これを怠った時点で、はっきり評判が落ちてしまうというようなことも御指摘をいただいております。今後はそういったう

きはの道の駅で販売するものの品質管理、これをまず第一に、その次には接遇ということも御指摘がっております。この2点を十分肝に命じてやっていくことが今後の販売促進にもつながっていくのではないかと、そのように判断しておるところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 取締役ということで御質問ございましたけども、まず利益の配分というようなことにつきましては、基本的には取締役会の中で検討して、そして、その都度、毎年決定しているというような流れになります。

大きなところと御指摘で、内部留保と、それと寄附金の話が出ましたけども、基本的には当年度の経営状況を見て、それぞれ金額を判断しているという状況になります。

それで、うきはの里株式会社ということであれば、内部留保をふやすということは会社の将来的なことを考えるとメリットになるということがありますが、基本的に道の駅の物販施設のところは、国土交通省の直轄部分と、それとあと市が整備した物販施設、研修施設等が合体した部分になっておりまして、そして、市が整備した部分に関して、指定管区という形でうきはの里株式会社が管理をしているというような状況になります。

したがって、例えば、建物そのものの修繕なり補修等、あと維持ですね。その部分につきましては市が行うことになります。したがって、うきはの里株式会社としての投資ですね。内部留保を利用した投資的な部分に関しては、営業にかかわる重機であったり備品であったり、そういうところが中心になるという形があります。そういう若干特殊性もあるということがありますので、そういう施設全体の管理、そして運営というところを勘案して寄附金、内部留保というところを取締役会の中で検討して定めているということになります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 今、課長のほうから答弁がございましたから、それはそれでいいですけど、ただ、当初申し上げた中では、これは重点道の駅になったのは最近ですからね。これは26年度の報告ですから余り関係ないというふうに感じましたから質問したわけです。それはそれでいいですけども、重点道の駅だけじゃなくして、それぞれの26年度の事業の中で、やっぱり現場としても一生懸命動いたというようなことも1つにはあるんじゃないかなというふうに思いました。

それから、副市長が言われましたように、それはあくまでも取締役会で決めることですから、ただ、国交省の部分と市の部分と、いろいろな建物なり什器なり、そういったことがいろいろあるというふうに思いますけど、今後については、そこら辺の将来的なことを考えながら、取締役会の中でも発言をしていただきたいなというような気持ちでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 要望でいいですか。ほかにありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 22ページの平成27年度事業方針ということの中に、お客様、出荷者に満足していただける道の駅を構築するということを書いとるわけですが、お客様、出荷者、従業員からの声がいろいろとあったらと思うんですが、そういう課題というか、それはどういうふうな課題が出たのか。今までの出荷者組合とか、いろいろな会があったと思いますが、その中での課題はどういうふうな課題があったのか。

それともう1点は、今後、その課題がどう反映されたかということを質問するわけですが、その2点、よろしくをお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） どういった課題があったかというのはたくさん、質問の内容が若干わかりづらいところもありますけど、今まで道の駅のほうの課題といたしましては、先ほどから言っておりますように、やっぱり品質管理、それと接遇、こういった問題がございます。昨年のこの会議の中でも接遇が悪いと。笑顔がないとか挨拶がないとか、なかなかそういった御指摘等もいただいております。そういった部分につきまして、道の駅のほうといたしましては職員研修的なものを行いながら、より一層の接遇ということの充実に努めておるとか、そういったこともございます。

あと出荷者、要するに農家側といたしましては、やっぱり品質管理というところで、1人の人がちょっと傷んだものを出したりすれば、即それが全体的なものとして受け取られるというような部分がございますので、各部会ごとに、それぞれ一定程度品質を管理していただいて、自信を持って販売できるようなものを出していただくことが、十分注意をしていただくというふうなところが今後の課題でもあります。今までの課題でもありました。そういったところを今後ともさらに充実させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 私が言いたいのは、出荷者からの意見を聞きたいわけですよ。どういう意見が一番出たのかという。出荷者の組合があると思いますが、その中での声、出荷者からの声を聞きたいわけですが。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 出荷者からの意見として一番多いというのは、やっぱり手数料を引いてほしいというのが一番多いわけです。極端な言い方をすれば、もうかりよるなら、もう少し手数料を引いてくれという御意見等は出されたことは多々あります。

昨年度につきましては、消費税が上がった等のこともありまして、還元ということで手数料を0.5%分出荷者のほうにそれぞれまた還元をすると、そういった措置なんかもとらせていただいております。

ただ、あくまで手数料を極端に下げますと、今度は悪かったときにまた極端に上げていいのかというふうな問題等もございますので、これは一定程度そういった形で、利益が上がったときには年度最後のほうで還元をさせていただくとか、そういう措置をとらせていただいております。出荷者といたしまして、一番大きなところはそういった点になります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、売り上げが、3ページで出てありますように8億4,200万円ということでありまして、これはJAのにじの耳納の里に比べますと劣ってるわけです。もっと耳納の里は売り上げを上げてるわけです。以前は、うきはの道の駅のほうが断然上だったけれども、今は逆転されて、耳納の里のほうが売り上げも多くなってるという状況であるわけ。そして、あそこは固定資産税を払ってからやってるわけです。うきはの道の駅の場合は、固定資産税はかからないわけなんです。相当の資本を投じましたけれども、これは市営でありますから固定資産税はかかってない。その分だけは非常にうきはの道の駅というのは恵まれてるんですよ。一般の道の駅、例えば、筑前にあります「みなみの里」とか、そういうものがありますけれども、固定資産税はかかってないということであるわけなんです。

そこで、まず6ページに職員の調書が出てあります。この中で出向職員が1名いますが、この出向職員というのはどこに出向してるのかですね。道の駅から出向して、そのメリットはどういうことがあるのか。この出向職員ですね。

それから、ここに28名の職員が書かれてありますが、この28名を例えば部門で分けると、どのように配属されてるのか。例えば管理部、それから事務部、それから物産館に何名配置しているのか、あるいは食品部に何名配置されてあるのか、それをぜひわかっていただきたいと思います。

それから、7ページで出てありますが、2番目に生産者の会を中心にとありますが、幾つ生産者の会が構築されているのかどうかですね。例えば、果樹部会とか野菜部会とか、いろいろあると思いますが、その生産者部会の数。

それから、先ほど奨励金を出してるということですが、どういう形でその奨励金が出てるのかですね。

それから、9ページのほうに仕入れというのが出てあるわけ、いわゆる仕入れ等が出てあります。この仕入れ額が、10ページを見ますと6億3,851万2,232円ということですから、

3,559万8,421円、去年よりもふえてありますよ。そのふえた理由は、これは消費税が含まれているんじゃないかと思いますが、消費税が含まれてるかどうか。消費税が含まれてあったら、この中に幾らの消費税が含まれてたのかですね。パーセントは14%、今、手数料は14%ですが、生産者からは消費税を預かっていると思うわけですよ。6億3,851万2,232円の中に消費税が含まれてるかどうか。

11ページのほうに消費税が892万3,200円納めたという金額が出てありますけれども、これは前の年に比べると363万5,400円、68.8%ふえてありますが、この理由ですね。ふえてる理由ですね。

それから、未払いの消費税があるわけですよ。9ページのほうに未払いの消費税が489万4,800円ということでありますから、消費税というのは、大体道の駅で幾ら払っているのかですね。それから、生産者からその消費税はどの程度入っているのか、お願いしたいと思うわけです。

それから、11ページのほうに役員等の報酬というのが1,136万9,200円ということでありますが、15.4%、これは役員会で決められたんだろうと思いますよ。ここにありますように、5ページのほうに26年6月23日の株主総会で、平成26年度の取締役報酬についてということで議題に載ってありますから、ここで可決されたんだろうと思います。1,136万9,200円、この役員というのは何名いらっしゃるのか。どういう配分になっているのかですよ。職員給については全く取締役会で話されていないような気がするわけなんですね。この5ページの役員会の中では、職員給与の改定とか、そういうものが出てありませんけれども、職員給与についてはどうされているのかです。役員報酬だけは議題に上がっているようでありますけれども。

以上について、わかる範囲内で結構ですので、回答をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） まず、3ページの御指摘の中の売上総利益の関係でございますけど、道の駅うきはのほうで耳納の里に比較すると逆転しているじゃないかと、こういった御指摘でございます。

確かにスタート当初は道の駅のほうが売り上げが上がっておったと思いますけど、こちらのほうは、やっぱり耳納の里のほうも順調に売り上げを伸ばしてきておまして、実質同じような人が立ち寄った場合、販売面積、そういった部分、それとJAさんはまたJAさんなりに商品集めというか販売するものを、JA関係を通じまして販路を非常に広げておるといような部分と、それぞれが切磋琢磨をしながらやってきておるといようなところの傾向の中で、お互いがそれぞれ伸ばしてきておるといふふうに御理解をしていただきたいと思います。

当然、うちが極端に下がってきて耳納の里が上がったというような状況であれば、これはまた改善すべき点もあるかと思いますが、うちのほうも努力しながら伸ばしてきておる。耳納の里

のほうにつきましても伸ばしてきておるといふことで、お互い、それぞれ情報交換等もしながら、いろんな連絡関係もやっていながらやっておりますので、そういったことで、両方で頑張っておるといふことで御理解いただきたいと思っております。

それと、続きまして6ページのほうで、従業員調書のほうの関係でございますけど、まず、出向職員につきましては、これは市役所のほうに出向していただいている分でございます。今、うきはブランド推進課ブランド戦略係のほうに1名出向いただいております。どういったことをやっておるのかということでもありますけど、うきはのフルーツとか特産品、こういったものを少しでも知名度を上げるというふうなところで、ブランド戦略係のほうの中で一緒になってブランド化に向けてやっております。

きょうの議会の当初に、市長のほうの報告でありましたように、博多阪急でお盆の5日間、その間にうきはフェアということで、博多阪急のうまちか——地下1階の食品売り場の中でうきはコーナーというのを設けまして、そこで、例えばうきはの10店舗のもの、お茶とかそういったものを販売したりとか、うきはのフルーツによるお菓子を提携してつくったりとか、そういった活動の分を主となってやってもらっておると。そういったことで、うきはのブランドを上げることによって、こういったものはどこで買えますかとか、うきはのフルーツは、うきは道の駅に行けばすぐ買えますよというようなことで、より一層うきはの知名度を上げてもらうと、そういった活動をやってもらっておるといふところでございます。

それと、職員の内訳でございますけど、管理事務、こちらのほうの事務が4名、それと物産館のほうの配置が21名、それと食品売り場のほうの配置というか、ファストフードのほうになるかと思っておりますけど、こちらが3名ということで、合計28名というふうになっておるところでございます。

それと、生産者の会を中心とした活動というところで、部会が幾つあるかということですが、部会は今、9部会ございます。桃部会、梨部会、ブドウ部会、柿部会、それにお茶部会、切り花部会、それとちょっと長いんですけど、鉢物とか野菜苗、果樹苗、ハーブ類とか花苗、こういった苗物ですね、その部会。それに野菜部会、加工品部会と9部会あります。それぞれ目標を達成したところには、先ほど言いましたように士気を高めるというふうなことで奨励金をやっておるところであります。部会の関係は以上です。

もう一つ、報償費の関係で御質問がっております。

役員取締役ですけど、一応、今現在、5名のそれぞれ出資団体からの役員プラスアルファといたしまして、代表取締役社長として、うきはの里の社長であります佐藤さん、それと駅長であります大力さん、こちらの2名が取締役として入っております。この2名の方につきましては職員ではございませんので、職員給与という形じゃなくて役員報酬という形でやっておりますので、

この2名の分の報酬については取締役会議の中で決定をしておるということになっております。

じゃあ、職員の分はどうなっているのかでございますけど、職員の分につきましては、うきはの里株式会社のほうに給与規程等もございますので、それによってなされておるといふうなところでございます。取締役の報酬等の最終決定は株主総会という形になります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 消費税額はわからないの。

まず、職員からお尋ねしますが、出向職員は市役所に出向してるということであるわけね。道の駅に対するメリットはどういうメリットがあるわけですか。結局は、1名出向させるということは、その分、道の駅では労働力が減ることになるわけですよ。デメリットはですね。でも、その1名を出向させてもメリットがあれば別ですけど、メリットがないんだったら、出向職員は取りやめなきゃですね。

それから今、お話がありました管理部事務員が4名、それから物産館が21名、食品部が3名ということですが、何でこれをお尋ねしたかということ、給料が余りにも上がったり下がったりしてるからお尋ねしてるわけですよ。例えば、管理部については、今、4名ということですが、1,368万9,780円、前年と比べますと538万7,350円上がってるわけですよ。物産館21名おって2,663万7,911円ですから、前年から比べますと174万8円ということですよ。それから、食品部3名ということですが、3名で491万4,222円ですか。これ、わずかに7,317円しか上がってないという状況でありますから、人員をお尋ねしたわけです。

何か間違ってるような気がしますよ。11ページにそのように出ているわけ。管理部給与1,368万9,780円。538万7,350円、64.9%も上昇してるから、ここが何名にふえたのかということをお尋ねしたかったわけですがね。事務員でも同じですよ。671万5,302円ですが、これは前の年に比べると2万797円下がってるわけ、逆にですよ。それから、その下が物産館給与ですよ。2,663万7,911円というのは174万8円、6.1%去年より下がってるわけなんですよ。だから、何でこういうことになってるか。

それから今、役員手当や報酬については2名で1,136万9,200円。前の年と比べると、これは151万4,200円も上がってるわけですよ、2名で。このようなことをやったら、それは生産者にとってはたまりませんよ。自分たちからは14%の手数料を取って、そして消費税も合わせて5%取ってるでしょう。言いかえりゃあ、19%も皆さん方は生産者から取ってるわけでしょう。そして、このようなどてつもない改定をやるということですよ。

だから、先ほど申し上げたように、物産館の仕入れは6億3,851万2,232円ですから、

わずか5.9%しか上がってない。この5.9%の中には、26年4月1日から消費税が5%から8%になったから3%上がってるわけでしょう。だから、その消費税は生産者からは幾ら取って、そして道の駅が納めた消費税は幾らですかというけど、これについては回答がありませんが、いま一度、それらについて答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） まず、市役所に出向している分についてのメリットは何かと。

これにつきましては先ほど申し上げたつもりでございますけど、うきはのブランド化を高めるというところで、ブランド戦略系のほうでいろいろ活動していただいております。ブドウであるとか、いろんなくきはフルーツ、そういったものを福岡とかそういったところの販路確保、販路を拡大するというふうなところで、うきはのいろんな商品を紹介してもらいイベントの企画であるとか、そういった企画をしてもらっております。そうすることによって、道の駅うきはをあわせて紹介していきながら、道の駅うきはに訪れる客を伸ばしていくと。先ほど言いましたように、職員の努力はどうなっているのかというふうな御指摘等も先ほどからありましたように、そういった販路確保に向けてのいろんな努力をやってもらっておるところでございます。

それと、先ほど給与の関係が出てきておりますけど、こちらのほうは一応、人事異動等の関係で、物産館にいた課長等が管理ということで上がった関係で、そのまま給与の高い者が管理のほうに回ったというふうなところがございまして、そういった部分で管理部門の給与が非常に上がってるじゃないかというところですけど、そういった部分で給与の高い者が管理部のほうに位置づけられて、そういった異動の関係で逆に物産館のほうが下がっておると。

それと、割合的に非常に低いじゃないかということですけど、物産館のほうの関係につきましては、パートであるとか、そういった部分もございまして、非常に今、そういった部分で給与形態というのが違うということをお聞きしたいというふうに思っております。

それと、先ほど消費税の関係につきましては、一応消費税込みでもらって、消費税込みで返しておるといふようなところでやっております。だから、品物を出してもらって、その手数料の中からまた消費税も返すというような形でやっております。（「そこら辺は間違えんように言うってよ。手数料から消費税を返す」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 商品をもらえばそのままやって、その16%を差し引いた分で本人に返すというような、だから、一応16%を道の駅が取っておるといふようなところです。（発言する者あり）

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 消費税の関係については、また後で御報告したいと思えます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。3回目。

○議員（13番 三園三三郎君） 想像でいろいろ回答せんといてくださいよ。

職員の給料が高い、課長が管理部門に回ったからって、じゃあ、物産館は何で21名で2,663万7,911円なんですか。21名と答弁したでしょう。片一方は、4名で1,368万9,000円ですよ。このように違うわけ、部門によって給料が。想像でね、物産館におった人が管理部門に給料の高いのが異動した、そんなはずはないでしょう。そんなに値段が違うはずは。だから、もう少しきちんとした数字を出しなさい。アルバイトはまた雑給としてとってるでしょう。この中に雑給というのは、これはアルバイトのことでしょう。雑給でこういう給料を払ってある。198万7,763円というのがありますからね。もうちょっと質問に対して、わからんならわからんで、きちんと道の駅と相談をして間違いのない回答をしなさいよ。

だから、14%をとってるのは間違いないでしょう、手数料は。それに5%をふやしてとってるわけでしょう。あとは16%で、じゃあ、3%は返してるということですね。じゃあ、その金額を出しなさい。3%返した。この仕入れの中で、その3%は幾らになってるのかですよ。この仕入れ金額というのがここに出てあるからですよ。仕入れと出てあるでしょう、6億3,851万2,232円。この中に3%返したために、それだけふえたということでしょう、仕入れが。そうなるわけでしょう。本当は14%の手数料と消費税5%を合わせてとっておたけれども、精算のときに16%ですか。14%と消費税の2%をとって3%返している。その3%の数字を出しなさい。

それから、消費税が幾らになってますかということをお尋ねしておりますけど、これについては、払ったのが892万3,200円、それから、未払いが489万4,800円ありますから、これらが道の駅の26年度の消費税になるのかですよ。この辺、びしっと数字を出してください。きょうができないなら後でも構いませんから。

以上で終わります。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、ここで暫時休憩に入りたいと思えます。午後2時から再開ということにします。

午後0時55分休憩

午後1時58分再開

○議長（岩佐 達郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

副市長より公務のため少しおくれるとの申し出があっておりますので、報告しておきます。

それでは、うきはブランド推進課長、答弁。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） それでは、午前中の関係で答弁いたします。

まず、職員の関係でございます。職員の関係ですけど、先ほど言いましたように管理部門が4名、物産館21名、食品3名と、これは間違いございません。6ページのほうに職員の内訳と  
いうか、いろいろ書いておるところでございますけど、物産館と管理部門とを比較したら非常に  
違うじゃないかというところがございますけど、管理部の給与につきましても1,368万  
9,000円と、ここ4名でございます。1人に直しますと、年間350万円以下程度でござい  
ます。これは全ての賞与等も含めたところになります。

それと物産のほうでございますけど、6ページの分を見ていただくとわかるかと思えますけど、  
答弁でも言いましたようにパート職員分もこの数にカウントされております。それで、非常に短  
い時間のパートの方もおりまして、年間100万円程度の方もいるというところなんです。アルバイ  
トは別に上がってるじゃないかというところですけど、確かにアルバイトは雑費という形で上が  
っておりまして、その分が雑費という形で62万円というふうな形で上がっておるとい  
うところで、確かにいろいろあるかとは思いますが、そういったことで管理職部門、物産部門、食品部  
門ということに分かれておるところでございます。期間中でもかなりいろんな変動等もあ  
っております。そういった関係で、給与については非常にそういった動きもあるというところ  
で御理解いただきたいと思えます。

それと、消費税の関係でございます。私のほうの説明がちょっとまずかったと思えますけど、  
14%に5%とかいう形ではございませんで、例えば、仕入れという表現が適切なの  
かどうかあるかとは思いますが、あくまで、農家の方が100円で品物を持ってきたと  
すれば、それは消費税込みの値段ですので100円で販売すると。そのうちの84円が農  
家の人に返す分、残り16円が道の駅のほうを受け取る分と。だから、あくまで100  
円というのには消費税が入っておりますし、ただ、その100円で売ったものにつ  
いては84円を返すと。あくまで16円が道の駅のほうに入るとい  
うことです。これは昨年4月の段階で手数料16%ということで条例改正  
しておりますので、そういったことで御理解していただきたいと思えます。

だから、ここに出てきておる消費税と申しますのは、当然、売り上げから経費を引いた部分  
ですね。損益計算書の中で、当然そういった売り上げとか必要経費、そういった部分、両  
方消費税等もかかってきます。そういった部分を計算しまして、あくまで税務署へ納  
める金額の消費税額というのがここに出てきます892万3,200円というふう  
になっております。未払い消費税として出てきておる分については、まだ税務署に  
その時点で納めてないというふうなところになってきます。そういったことで消費  
税が出されておるところであります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 11ページを見ていただきたいと思うんですが、今、野鶴課長から答弁がありました。まず管理部の給与1,368万9,780円。これについては賞与を含むという明言がありました。その下のほうの賞与というのは、その関係はどうなってるんですか。確認です。

それから、ちょっと私、勉強不足で申しわけないんですが、16ページで利益剰余金の配分が議決されてますよね。昨年の、日にち書いてるかな。それと、今度の議案の第1号になっている19ページ、結局、1株についての配当金が16ページでは1,000円です。19ページでは1,500円、この議決というのは、どちらをもって26年度の決算になるのか、配当がなされるのか、その辺をちょっと教えてください。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 大変申しわけございません。賞与は別です。大変申しわけございませんでした。1,368万9,780円、これは4名で給与の関係でございます。大変申しわけございませんでした。

それと、今、御指摘のありました16ページと19ページの関係かとあります。まず、16ページの下の方に平成26年6月23日の定時株主総会において次のとおり決議されましたということで、1株当たりの配当額1,000円というところで、この1株当たりの配当額1,000円をもって、先ほど決算の中で御報告申しましたように200万円、2,000株でございますので200万円が配当されたというふうに26年度決算ではなっております。

19ページの関係ですけど、頭のほうで26年度剰余金処分案ということで出てますので、実は私のほうも、これ、どっちが正しいのかということで確認しましたところ、来年度から当社普通株1株につき1,500円というふうになります。それで来年度からという形になりますけど、配当総額は金300万円ということで、この300万円等につきましては、平成27年7月31日にこれを支払ったということでございます。ただ、支払った時期が7月31日に支払っているということですので、今回の決算額ではなくて来年の決算額で、この19ページの300万円というのが出てくるというところで、ちょっと変な感じに私も受けたので、そこは確認しましたけど、そういうことでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 再度確認しますが、16ページの配分確定——剰余金のですね、

これは26年度の決算の、これ、1,000円で配分したと、1株ですね。200万円の配分総額の中で。そして、19ページは次年度に適用されると。次年度の分を今、議決するという事なんですか、これ。その辺がちょっとわかりづらい。もう1回お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 非常に私も口下手でわかりづらいかと思うんですけど、この26年度の売り上げに対する配当というのは、27年7月31日に配分しましたと。要するにもう、支払ってます。それが、支払った時期が総会後ですので、7月31日に26年分の支払いはやりましたと。ただ、それ前の決算ということになりますと、払ったのが実は16ページの関係は同じように7月ぐらいに支払いしているわけですけど、それは26年7月ということで、こっちが決算に上がってくる。だから、変な話ですけど、26年度の配当は19ページで300万円ということで支払ってるんですけど、支払った時期が7月31日になるということで、来年の分に上がってくるということになります。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 売り上げも上がるし利益も出たということで、自分たちの給料はやっぱり上げるのではなくて、出荷者に対しての手数を下げるといような考え方を今後していただいたら結構だと思うんですが、いかがですか。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 手数料関係は条例のほうで定められておりますので、今後そういうふうな話になれば、また条例のほうの改正をして手数料を下げるということになるかと思いますが、これはあくまで経営母体のほうの考えというのが非常にありますし、いろんな社会動向も見ていながら、それとか、ほかの類似施設のバランス等も見ながらやっていきたいということで考えておりますので、今後そういった意見もあったということは伝えておきたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 先ほど、5番議員から出てましたが、意見要望、出荷者の。それの中で、手数料が高過ぎるということで要望が出るとい答弁があっておりましたが、大体その要望とか意見はどのようにして吸い上げるというか、聞きよるわけかな。私が言いたいとは、お客さんの意見も知りたいですね。道の駅に来よるお客さんは、あっちこっち道の駅に行きよると思うけんで。そやけん、投書箱あたりを設けて意見を聞いとるのか、意見をどのようにして拾い上げよるかということですよ。

それとこれ、ずっと言うとりましたが、農薬の検査、確かに履歴か何か出しよるですね、みんな

な農家が。今、見よると、農薬の検査とかほとんどやってないですね、道の駅が。それでそれをやっとなのかということです。

これは、このあれとは関係ありませんが、今度、整備計画が出るとですね、道の駅の。あの中で下の段が、あそこを駐車場にすることばってんが、旧道があるですたい、向こうのほうに。手前のほう。あそこからの整備はもう入っとつとですかね。この前、説明がなかったと思いますが。そうせんと1回道の駅の中に入ってきて、ずっとおりにかにならんですね、駐車するため。元旧道やったら、そのままずっと駐車場まですぐに行かれるということです。

それと手数料のことですよ。それで、やっぱりそういう意見があったら検討しますというような答弁であったと思いますが、意見はたくさん寄せられとるち思いますよ。配当が1,000円から1,500円に今度上げるということです、これを見よったら。それなら1%でいいけ、そっちのほうを先にやるのが普通じゃなかろうかと思いますが、私は。その点について答弁を願います。

それと配当が上がった理由。1,000円から1,500円に何で上げたかということです。

以上。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 最後の配当が上がった理由のほうは、取締役会議等での経過もありますので、これは後で内容を聞いてお答えしたいというふうに思います。

それと、道の駅のほうの上がり口のほうの関係ですけど、今、国交省の整備計画で、いろいろ大型駐車場を拡幅するということで、今、協議をしておる中において、旧道を整備するという方法ではなくて、今、もう1カ所進入口をつくってもらえないだろうかというところで、坂の途中、要するに陸橋がありますけど、あの手前ぐらいのほうで、そういった進入口が設けられないかと。非常に今、出入り口のほうで混雑しておるといふところがあって、そういったことを今、要望しながら、どういふふうにするかというところで、前向きに進入口の検討を行っていただいております。これは警察との協議等も出てきますので、何とか国交省のほうの力添えでそういうふうにしていけないかということをお願いしております。

それと、お客様の要望等、投書箱とかすべきじゃないかという御質問でございますけど、現時点で投書箱は設置しております。それと、出荷組合との関係ですけど、そういった投書箱については、直接いろんな関係もありますので、出荷組合役員等々をあわせてところで検討しております。道の駅の駅長とか社長、そういったところと出荷組合役員会との話し合い、これも行われておりますので、そういったところで投書箱の内容を、当然、改善しなければならないところはそれぞれ、出荷組合と一緒にやっておるようなところであります。

それと、農薬検査でございますけど、現在、道の駅のほうでは実施しておるといふところであります。

7ページのほうに平成26年度事業の実施状況というところがあるかと思います。その2の1、販売促進戦略、これの(1)で、安全・安心な農産物を販売するために農薬の自主検査を実施しましたというところで、ここに書いておりますように、日本医薬中央研究所病害虫防除所に検査を依頼して121件と、昨年より43件多くの検査を依頼して、不適合の検体はありませんでしたという報告がっております。こういったことで、一応道の駅のほうでも専門家のほうに依頼をしながら、検査は毎年行っておるというところですよ。

以上です。

○議長(岩佐 達郎君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩佐 達郎君) それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第5号の報告を終わります。

それでは、ここで企画財政課長より発言の申し出がっております。これを許可します。企画財政課長。

○企画財政課長(金子 好治君) 午前中の審議の中で、13番議員のほうからいただいた御質問につきまして、2件保留をしておりましたのでお答えをいたします。

まず、1点ですけれども、お手元に平成26年度の一般会計から特別会計への繰出金ということで一覧表をお渡ししておるかと思っております。繰出金で法定内、法定外幾らかという御質問がございましたので、こちらの表にまとめておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

2点目でございます。説明資料の連結赤字の中で、決算額の数字とこちらに上げておる数字が違っておると。2ほど違っておる——ほかの部分もありますけれども、違っておるではないかという御指摘ございました。

こちらにつきましては、決算書につきましては、きちっと1円単位まで計算をして、四捨五入により1,000円単位で表示する形になっております。こちらの実質赤字の計算の仕方につきましては、公営企業決算統計調査というのを毎年行っております。そちらの数字をこちらに入れるようになっております。この公営企業決算調査の把握する計算書自体が、いろいろな項目があるわけですが、1,000円単位で初めから集計する形になっております。ですから、合計する段階で実際の計算書とは四捨五入とか、そういった関係で数字が若干、1ないし2、誤差が出てくるということがございます。

そういった状況でございますので、もしどうしてもわからないということございましたら説明に参りますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長(岩佐 達郎君) それでは、次に移ります。

---

## 日程第 1 1. 議案第 5 2 号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第 1 1、議案第 5 2 号平成 2 7 年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 補正予算書の 4 7 ページをお願いいたします。

議案第 5 2 号平成 2 7 年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 2 7 年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 2 9 0 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 9 億 9, 1 1 0 万 6, 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成 2 7 年 9 月 3 日提出。うきは市長高木典雄。5 3 ページをお願いいたします。

歳入、9 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額 3, 2 5 8 万 8, 0 0 0 円、補正後の額 4 億 5, 3 1 9 万 2, 0 0 0 円。一般会計繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

1 0 款 1 項 1 目繰越金、補正額 1, 0 3 1 万 3, 0 0 0 円。前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 1 款 1 項 3 目国庫支出金等返還金、補正額 4, 2 9 0 万 1, 0 0 0 円。2 3 節償還金、利子及び割引料、過年度特定健康診査等国庫負担金返還金 2 1 万 7, 0 0 0 円、過年度療養給付費等国庫負担金返還金 4, 2 6 8 万 4, 0 0 0 円でございます。前年度の精算による返還金でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 5 2 号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は可決することに決しました。

---

### 日程第12. 議案第53号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第12、議案第53号平成27年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 補正予算書57ページをお願いいたします。

議案第53号平成27年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,472万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月3日提出。うきは市長高木典雄。63ページをお願いいたします。

歳入、4款1項1目繰越金、補正額77万5,000円。前年度の繰越金の額の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、3款2項1目一般会計繰出金、補正額77万5,000円です。補正後の額が77万6,000円。一般会計への繰出金で、前年度の繰越金を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第53号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は可決することに決しました。

---

### 日程第13. 議案第54号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第13、議案第54号平成27年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 補正予算書の65ページをお願いいたします。

議案第54号平成27年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度うきは市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,416万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月3日提出。うきは市長高木典雄。

次、71ページをお願いいたします。

歳入、2款1項1目繰越金、補正額56万9,000円、補正後の額2,056万9,000円。前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、3款1項1目予備費、補正額56万9,000円、補正後の額2,185万1,000円。

歳入歳出と同額にするため、予備費で調整をしたものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第54号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は可決することに決しました。

---

#### 日程第14. 議案第55号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第14、議案第55号平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 自動車学校長の今村でございます。

補正予算書の73ページをお開きください。

議案第55号平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,820万5,000円とする。

第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月3日提出。うきは市長高木典雄。

では、説明をいたします。79ページをお開きください。

歳入の4款1項1目繰越金でございます。補正額261万3,000円。26年度の決算による確定に基づく補正でございます。

次の80ページをお願いいたします。

歳出の1款2項1目の事業費の11節需用費に印刷製本費として12万円計上しております。印刷製本費は入校案内パンフレットの印刷及び検定の際に必要な卒業証明書、技能検定証明書の印刷費を計上しております。

次の81ページをお願いいたします。

2款1項1目の予備費249万3,000円は、歳入歳出の調整によるものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第55号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は可決することに決しました。

---

#### 日程第15. 議案第56号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第15、議案第56号平成27年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 補正予算書の83ページをお開きください。

議案第56号平成27年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度うきは市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,437万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月3日提出。うきは市長高木典雄。89ページをお願いいたします。

歳入、3款2項1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金の100万円の増額補正です。

次のページをお願いします。

歳入、4款1項1目繰越金、1節前年度繰越金2万8,000円の増額補正でございます。前年度繰越金の確定による補正でございます。

次のページをお願いします。

歳出、1款2項1目施設維持管理費、15節工事請負費120万円の増額補正です。理由といたしましては、簡易水道工事に当たり、6月末に地元説明を行いました。その際、水道供用エリア内に家1軒分の追加がございまして、公共部分の管路工事が急遽必要になったことにより、この工事費を増額するものでございます。

次のページをお願いします。

3款1項1目予備費17万2,000円の減額補正です。財源調整によります補正でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は可決することに決しました。

---

### 日程第16. 議案第57号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第16、議案第57号平成27年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 補正予算書の93ページをお開きください。

議案第57号平成27年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,983万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億983万7,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成27年9月3日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、97ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。下水道事業の変更により、当初2億5,780万円の借入額を2,920万円増額し、2億8,700万円に補正するものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更ございません。

続いて、101ページをお開きください。

5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金63万9,000円の増額補正です。前年度繰越金確定による補正でございます。

次のページをお願いします。

7款1項1目下水道事業債2,920万円の増額補正でございます。理由といたしましては、後ほど御説明いたします工事費の増額に伴いまして、下水道事業債を増額するものでございます。

次のページをお願いします。

歳出、2款1項1目公共下水道建設費、15節工事請負費3,630万円の増額補正でございます。理由といたしましては、当初、地上権設定がなされていない地区におきまして、今回、地上

権設定のめどが立ったため工事進捗を図りたいと思ひまして、今回、管渠工事を行うための工事費の増額補正でございます。

次のページをお願いします。

4款1項1目予備費646万1,000円の減額補正でございます。財源調整による補正でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 103ページの管渠工事費が3,630万円増額になりますが、その内容を教えていただきたいと思ひます。詳しく工事の内容。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） まず、西福益地区におきまして、私道の地上権設定の登録にめどが立った分の延長454メートル分、56軒分の管渠工事でございます。それから、市道松本区、こちらが50メートル4軒分の地上権設定のめどが立った分の工事でございます。それと市道吉広区の54メートル3軒分の地上権設定に伴う管渠工事でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号については委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は可決することに決しました。

## 日程第 17. 議案第 58 号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第 17、議案第 58 号平成 27 年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 補正予算書 107 ページをお願いします。

議案第 58 号平成 27 年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 27 年度うきは市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 88 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,019 万 2,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成 27 年 9 月 3 日提出。うきは市長高木典雄。113 ページをお願いいたします。

歳入、4 款 1 項 1 目繰越金、1 節前年度繰越金 88 万 6,000 円の増額補正です。前年度繰越金の確定による補正でございます。

次のページをお願いします。

歳出、3 款 1 項 1 目予備費 88 万 6,000 円の増額補正でございます。こちらにつきましては、財源調整による補正でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 58 号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は可決することに決しました。

---

日程第18. 議案第59号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第18、議案第59号平成27年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 補正予算書115ページをお開きください。

議案第59号平成27年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,493万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月3日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、121ページをお願いします。

歳入、7款1項1目1節前年度繰越金18万9,000円の増額補正でございます。前年度繰越金確定による補正でございます。

次ページをお願いします。

歳出、4款1項1目予備費18万9,000円の増額補正でございます。財源調整による補正でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。



お諮りします。議案第60号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号人権擁護委員の推薦については同意することに決しました。

---

#### 日程第20. 議案第64号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第20、議案第64号うきは市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案書11ページをお開きください。議案第64号でございます。朗読は省略します。

議案書12ページです。

ここでおわびを申し上げます。文言の訂正をお願いします。大変申しわけありません。12ページ中段の経過措置、2のところでございます。附則の2の経過措置の上から6行目ですが、「の地方公務員共済組合法」、「の」で始まっているところがございます。この「地方公務員共済法」と誤って記載しております。正しくは「地方公務員等共済組合法」でありますので、地方公務員と共済組合法の間に「等」を挿入願います。大変申しわけありません。以後、気をつけてまいります。

それでは、議案書12ページから13ページにかけて、改正内容を記載しております。

今回の条例改正は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い一部改正を行うものでございます。この改正内容の説明につきましては、新旧対照表を使って説明をさせていただきます。

新旧対照表の14ページ、15ページを参照願います。14ページから15ページでございま

す。

左側が改正案でございますが、他の法令による給付との調整を規定している附則の第5条の表中について、年金の一元化に伴い、傷病補償年金の欄の一番下の障害基礎年金の部分から、「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金」に係る文言を削除しております。同様に、15ページ中段の障害補償年金の欄の障害基礎年金の括弧書き中の「障害共済年金又は」を削除しております。その文言は15ページに書いてあるんですけども、16ページにつきましても、遺族補償年金の欄の遺族基礎年金の括弧書き中、「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金」に係る文言を削除しております。

続いて、16ページ最下段の障害基礎年金の括弧書き中、一番下でございます。「障害共済年金又は」を削除しております。

以上が本文中の改正内容でございます。

続いて、議案書の12ページに戻ってください。

附則でございます。附則の1で、施行期日を、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行期日と同じく平成27年10月1日とし、附則の2で、法の経過措置に準じて経過措置を設け、当分の間として従前の取り扱いを継続する旨の規定を設けているところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は可決することに決しました。

---

### 日程第21. 議案第65号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第21、議案第65号うきは市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案書14ページでございます。朗読は省略します。

続いて、15ページをお開きください。

議案書15ページから18ページにかけて条例改正の内容を記載しております。今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法、また、マイナンバー法とも呼ばれておりますが、この法の施行により、本条例の一部改正を行うものでございます。具体的には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の制定に伴い、特定個人情報に関する取り扱いについて、国、番号法等と同様の措置を講ずるため条例を改正するものでございます。

この改正内容につきましても、新旧対照表を使って説明をさせていただきます。

新旧対照表の17ページをお開き願います。

左側が改正案でございますが、最初の目次の部分につきましては、本則中の条番号の変更等により、関係する条番号を改正後の条番号とするものでございます。

第1条の目的では、個人情報の文言の後に括弧書きで「個人情報に該当しない特定個人情報を含む。」と説明を加えて、特定個人情報もこの条例の対象とすることを規定するものでございます。

第2条の定義では第3号を新設し、特定個人情報の用語の意義を、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいうと定め、同じく第4号を新設し、情報提供等記録の用語の意義を、番号法の規定と同じに定めるものでございます。

続いて、18ページでございます。

上段はこの2つの号を追加したため——先ほどの新設の関係ですが、従前の3号、4号を5号、6号に繰り下げたものです。

同じく18ページの第8条第2項第3号と第9条第3項第3号につきましては、番号法の目的外利用の規定に係る文言にあわせた改正を行っております。また、第9条第1項の個人情報の後に括弧書きで「特定個人情報を除く。以下、この条において同じ。」を加え、特定個人情報とそれ以外の個人情報の定めを分けて規定し、第9条の2で特定個人情報の利用の制限について規定

し、第9条の3で特定個人情報の提供の制限について規定するため、それぞれ新設をしております。

新旧対照表19ページでございます。

第12条の開示を請求する権利では、第1項で個人情報の後に括弧書きで「個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下、この章及び次章において同じ。」と文言を追加し、ここで言う個人情報の整理をしております。また、第2項では、番号法と同様に、本人の委任による代理人からの開示請求について追加する改正を行っております。第12条の3項、4項につきましては、文言の整理をさせていただいております。

新旧対照表20ページです。

第14条の見出しにつきましても、同様に文言の整理を行わせてもらっています。

第15条につきましては、改正後の15条で、消去等の定めを設けることにより、この条を削っております。このため第16条以降は1条ずつ繰り上げております。

第16条を第15条とし、見出しを「利用停止を請求する権利」に改正し、番号法第30条では、情報提供等記録の利用停止等の請求を認めていないため、個人情報の後に括弧書きで「情報提供等記録を除く。」として、番号法にあわせた改正を行うとともに、番号法第29条にあわせて、特定個人情報の利用停止を請求することができる条件について、第1号から第3号までを追加して改正を行っております。第2項及び第3項は、今回の改正にあわせた文言の整理を行っているところです。

21ページです。

第17条を第16条とし、請求の手續について、第1項は文言の整理及び代理人の請求等について改正し、第2項を新設し、請求の補正手續について国の制度——番号法でございますが、にあわせて規定の整理を行っているところです。

その次の第18条を第17条とし、請求に対する決定等について、文言の整理とともに項を新設して、補正に要した日数の取り扱いについて国の制度、番号法にあわせて規定の整理を行っております。

22ページです。

第19条は繰り上げて第18条とするとともに、第4項で文言の整理及び、今回、第2条で定義に追加した情報提供等記録の決定後の手續等について新たに規定しているところです。

第20条は繰り上げて第19条とするとともに、今回の改正に伴う文言の整理を行っております。

第21条は繰り上げて第20条とするとともに、引用条文の条番号の整理を行うとともに、第2項第2号を新設し、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定による意見を聞く

機関として、うきは市情報公開個人情報保護審議会を位置づける改正を行っております。

第22条から最後の第35条までは、1条ずつ条番号を繰り上げております。なお、第27条及び第31条は、今回の改正に伴う文言の整理もあわせて行わせていただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 3点ほどお尋ねします。

今回、条例改正、上位法が変わったということで変わるわけですが、市民への周知のところが大分おくらしているというか、9月1日号にも多少載ったというのを確認しました。そういう意味で、この条例の改正、従来の住基ネットでは幾つかの条例が出てたと思うんですけども、今回マイナンバー制度に変わる条例というのは、これは今、既存の法令の改正になりますけども、新規に新たに出るものがあるのかどうかということを確認しておきたいというのが1点目。

それから2点目は、インターネットに載ってましたけども、特定個人情報保護評価書というのがことし2月に行われて、さらに7月、8月と該当する関係部署からの公表がされております。これについて、それに対する意見等が今回あったかどうかということを確認しておきたいというふうに思います。

それからもう1点、これは昨年、26年4月に施行されておりますけれども、部内の会議が行われる条例案が出てたと思うんですね。本部設置要綱というのがあったと思うんですけども、その取り組みの状況について、何回どういうふうに行われたかということを知りたいというふうに思います。

以上、3点です。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） この条例改正に関連して、3点御質問いただきました。

新規の条例等が出てくるのかと、今後ですね。現時点では特別な利用等も考えておりませので考えておりませんが、今後、近隣の状況等を見ながら、そういう必要性が出てくれば、また議案等出していかなくちゃならないと思いますが、現時点では考えておりません。

それと保護評価、総務課情報システム係が窓口で保護評価等も取りまとめておりますが、現時点で私のところにいろんな意見があったということは把握しておりませんので、なかったものと理解しております。ホームページでそういうことについての意見はなかったものと理解しております。

申しわけありません、3点目の部内の会議、もちろん開催しております。それから、今回、自治体クラウド化もあわせてやっておりますので、その辺でも一緒にやっておりますが、手元に資

料がありませんので、一般質問のときに入れても構いませんが、後ほど御説明させていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今、お答えいただいた内容で、今のところ、うきは市としては、ほかにマイナンバーを活用する方策は今のところ検討されていないということでございますね。

それで、改めて今回の改定のところで少し聞きたいのが、第9条のところで情報開示の件について、何ページやったかな。新旧対照表の19ページになりますけどね。これについて、現在の個人情報保護条例について、先ほどお話があったように保護審査会の意見を聞くというふうになっていると思いますけども、この間、この審査会は何かで開かれたことがあるか。情報公開したと、個人情報を出したというのは、たしかホームページで出てると思う。このような形で出しましたよというのがあったと思うんですけども、改めてこの意見を伺った経過があったかどうか、改めて確認したいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 今回、意見を聞く機関として、うきは市の場合は、うきは市情報公開個人情報保護審議会を位置づけて、その機関としておりますが、結論から言ってございません。もう、議員御承知と思いますが、しきい値判断の結果、全項目評価——重要評価になってくるんですかね、となった場合は第三者点検が義務づけられておりますが、説明書を見てあるかと思いますが、うきは市の場合、一般的にそこに該当することはない。人口規模等ではありませんが、ただ、簡易評価というか、一番下の評価であっても、委員会の意見を聞くことはやぶさかではないという定めがありますので、念のため、条例改正でそこに対応しているところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） まず、おことわりします。この改正については、法律改正に従っての内容ですからありませんが、個人情報保護条例の関係でちょっとお伺いしたいんですが、許可をいただけますでしょうか。改正内容じゃないけども条例の関係、この条例の。

○議長（岩佐 達郎君） 関連。

○議員（7番 江藤 芳光君） 関連があるかどうかわかりませんが、お許してください。

○議長（岩佐 達郎君） はい。

○議員（7番 江藤 芳光君） 実は、けさほど委員会報告をやりました。楠原課長のほうにお願いをしとった件ですけど、この場で発言することをお許しいただきたいと思います。

要は防災ですね。高齢化のひとり暮らしなり、高齢世帯の今回の台風もその教訓でもありますが、結局、地域の中で1つの区単位、行政区単位でも、こことこの人は何とか声かけないと危ないよというのは、これはどちらになるんでしょう。要援護者対策で別の所管でやっておられる

というふうに登録制は聞いてます。ところが、それが機能しているとは言えない。結局ああいうのが来ても、誰も声かけの行動を起こすという人はいない。だから、この障壁になっているのが、結局、個人情報というものを、同意を事前に得なければできないということは、法の規制として理解はしておりますが、こと命にかかわる内容についての条例の限界、これをはっきり出していただきたいんですよ。これ、出さないと助けようにも助けようがない。どこに登録はしてるから、でも、全部そう言ってるわけじゃなくて、現実を見ていただいたところで、この個人情報保護法が足かせになっているとするならばちょっと考えるべきだと。

というのは、今、区長さんにまだ委嘱してますから、そういうところ、それからコミュニティセンター、そのあたりまで、個人情報でありながらも、危機に対しては情報を開示しておく、そして掌握しておく。そういうことを常に考えるんですが、この場で回答は得られないと思いますが、後日でも結構ですが、明確なうきは市の見解を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 昨年までは防災も担当しておりましたので、それも含めて。

最終的には再度確認をしたいと思います。半年外れておりますので。

議員が言われたとおり、昔で言う要援護者、今は要支援者、名称が変わっておりますが、その分の身体に危険が及ぶような場合に、本人の同意がなくて情報提供ができるという災対法の改正があつてと思いますので、その分は個人情報保護審議会に昨年度かけてるはずです。その辺、再度確認をして、また後ほど報告をさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

お諮りします。議案第65号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。反対討論。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 済みません、趣旨は十分にわかっております。

その上で、先ほど申し上げましたように、市民への広報が非常に不十分だというふうに私自身は思っております。多分10月5日の予定で通知されると思うんですけど、もらった人は多分何だろうなというのがせいぜいではないかというふうに実を言うと私は思っています。

それから、何に使うのかというところについても、先ほど言いましたように、7月、8月の時点でインターネットにばっと出てくるという関係でして、そういう意味では、正直言ってちょっとずらしたほうがいいだろうと僕は思っています。そういう意味で、ここで10月1日からの施行ということで書いてあるんですけども、その施行をおくらせてほしいということで今回の条例に反対をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで討論を終わります。

本案は起立により採決します。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐 達郎君） 賛成多数です。したがって、議案第65号は可決することに決しました。

---

## 日程第22. 議案第66号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第22、議案第66号うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 議案書は19ページからになります。議案の朗読は省略いたします。新旧対照表は25ページから34ページとなっております。

次のページをお願いいたします。

うきは市手数料条例の一部を改正する条例。

うきは市手数料条例の一部改正。

第1条、うきは市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中「住民基本台帳カード交付（再交付を含む。）」の項の次に次のように加える。「通知カード再交付、1枚（1人）につき500円」。

第2条、うきは市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中「住民基本台帳カード交付（再交付を含む。）」の項を次のように改める。「個人番号カード再交付、1枚（1人）につき800円」。

改正の理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日から施行されます。同日からマイナンバーの通知カードが郵送され、平成28年1月1日から個人番号カードの交付が始まります。各カードの初回手数料については、総務省通知により無料でございます。再発行手数料については1,000円となっております。

おります。ただし、このうち個人認証分、これにつきましては200円を支払う必要がございます。なお、通知カードについては500円ということで総務省より通知がっております。そういった形で今回、受益者負担の考えにより有料とするものです。

附則。

この条例中第1条の規定は、平成27年10月5日から施行し、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行するとなっております。

これにつきましては、第1条については新旧対照表の29ページをお願いいたします。

通知カードの再交付に係るもののみの改正でございます。住民基本台帳の交付につきましては、ことしの12月31日までは交付、再交付の必要がありますのでそのものとなり、施行日が平成27年10月5日となっております。

第2条については、新旧対照表の34ページをお願いいたします。

平成28年1月1日からは、個人番号カードが発行されます。新しく住民基本台帳カードの交付、あるいは再交付は行われなくなります。それでこういうふうに改め、施行日が平成28年1月1日となります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 第2条の個人番号カードの再発行について伺います。

これ、たしか写真を掲載する予定ですね。写真の更新というのはどういう形ですか、私もちょうと詳しくわからないので伺いたいというふうに思っております。

それと、いろんなカード発行も含めてですけど、減免措置って、生活保護世帯とかそういった方への補助というのは何も考えておられないということですね。その2点です。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 確かに御指摘のとおり、写真がつくようになります。10年間はそのままという形になります。

それから、減免措置については今のところ考えておりません。

○議長（岩佐 達郎君） 1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 10年間といいますと、何歳からですかね。対象となる。住民票が登録された方に通知カードが出されると思うんですけども、10年間といたら結構長い、人相とか何か変わったりすると思うんですけども、そういう意味では悪用される可能性があるということも含めて質問したいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 申しわけございません。後で報告させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 20ページで、通知カードの再交付ということでございますが、これは10月5日から施行されますけれども、その通知カードには再交付のことは書かれてるわけですか、注意書きか何かでですね。じゃないと、案外通知カードですから、お粗末にするだろうと思うわけですよ。来ても来年からのことですからね。個人番号カードの交付については28年1月からになりますから、その間期間がありますもんですから、案外通知カードをなくしたりするということになりますと、当然再交付してもらわなきゃ個人番号カードがもらえないということになります。その通知カードには、もしこれをなくした場合は再交付をしていただかなきゃなりませんとか、そういう注意書きがされてあるかどうかですね。これ、10月5日からスタートするというのでございますので、その点、1点だけお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） この10月5日からの通知カードにつきましては、地方公共団体情報システム——J-LISといいますけど、ここが通知をすることになります。その通知の中に通知と個人番号カードの申請書、これが同封されてくるという形になります。

今申しました再発行について、手数料が要るとか、そういったことが書かれてあるかというのは確認ができておりません。といいますか、まだそこまではっきりした、どういった通知が出るというのは、まだうちのほうにはわかっておりません。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第66号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。反対討論を許します。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ということで、今、まだ十分に周知されてない部分が明らかだというふうに思います。そういう意味では、10月5日から施行するということですが、おくらすことを求めて反対といたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで討論を終わります。

本案は起立により採決します。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐 達郎君） 起立多数です。したがって、議案第66号は可決することに決しました。

---

### 日程第23. 請願・陳情の委員会付託

○議長（岩佐 達郎君） 日程第23、請願・陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した請願・陳情はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をします。

ここで、うきはブランド推進課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。  
うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 申しわけございません。

先ほど9番、伊藤議員のほうからの御質問の中で、配当金が200万円から300万円に増額になったことの意味とこの質問を受けておりました。それについて回答したいと思います。

きょうの決算報告の中でも再三ありましたように、販売実績として非常に利益が上がったというところがありまして、10ページのほうの中にありますように、売上原価のほうでは仕入割戻というところで、出荷者に対しても一定の——配当じゃございませんけど、奨励金的な形で出荷者のほうにも還元をしております。さらには、職員のほうにも1年間頑張ったというところで賞与等のほうを若干、その中で幾らかの配当も行っておるといふところを聞いております。そうした中で出資会社——会社のほうにつきましても、若干配当をふやしたらどうかということが取締役会議の中で出まして、最終的に100万円だけふやすというところで、それぞれ出荷者、それに、実際、働いております職員、それと出資会社である会社のほう、それぞれに配当を若干ふやしたというところで、200万円から300万円のほうに配当金を上げたというところで聞いております。

以上です。

---

○議長（岩佐 達郎君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす9月4日から9月6日までは休会とし、9月7日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 3 時26分散会

---